



厚生労働省発表
平成20年11月20日

職業安定局高齢・障害者雇用対策部
障害者雇用対策課
課長 吉永和生
主任障害者雇用専門官 佐藤珠己
障害者雇用専門官 竹中郁子
電話 5253-1111(内)5857, 5789
3502-6775(直通)

公的機関、民間企業の障害者雇用は着実に進展

(平成20年6月1日現在の障害者の雇用状況について)

障害者の雇用の促進等に関する法律(以下「法」という。)は、1人以上の身体障害者又は知的障害者を雇用することを義務づけている事業主等から、毎年6月1日現在における身体障害者、知的障害者及び精神障害者(以下「障害者」という。)の雇用状況について報告を求めている。

厚生労働省では、今般、平成20年6月1日現在における同報告を集計し、その結果をとりまとめた。

◎ ポイント

【公的機関】

- 国の機関では、全ての機関で法定雇用率を達成
- 都道府県の機関では、知事部局は全ての機関で法定雇用率を達成しているが、知事部局以外の機関は7.1%の機関が法定雇用率を未達成
- 市町村の機関では16.1%の機関が法定雇用率を未達成
- また、都道府県教育委員会のうち法定雇用率を達成しているのは、47機関中4機関(法定雇用率達成機関割合は8.5%)

【民間企業(56人以上規模)】

- 全体の実雇用率は1.59%(対前年比で0.04ポイント上昇)
- 法定雇用率を達成している企業の割合は44.9%(対前年比で1.1ポイント上昇)
- ただし、企業規模別で見ると中小企業の実雇用率は引き続き低い水準
特に100~299人規模の企業においては、実雇用率1.33%と最も低い水準

このような状況を踏まえ、厚生労働省としては、

- ・ 公的機関は民間に率先垂範して法定雇用率を達成する立場にあることから、未達成の機関に対し、労働局長等から機関のトップに対して呼び出し等による指導を徹底
- ・ 民間企業については、その取組状況に応じた雇用率達成指導(10ページ参照)を厳正に実施

【結果の概要】

1 国、地方公共団体における在職状況

(1) 国の機関

国の機関（法定雇用率2.1%）に在職している障害者の数は6,548.0人であり、実雇用率は2.18%と前年に比べ0.01ポイント上昇している（国の機関は全て達成）。

〔総括表2(1)、詳細表2(1)、4(1)〕

(2) 都道府県の機関

都道府県の機関（法定雇用率2.1%）に在職している障害者の数は7,968.5人であり、実雇用率は2.44%と前年に比べ0.02ポイント上昇している（知事部局は全て達成、知事部局以外は113機関中105機関が達成）。

〔総括表2(2)、詳細表2(2)、4(2)・(3)〕

(3) 市町村の機関

市町村の機関（法定雇用率2.1%）に在職している障害者の数は22,397.0人であり、実雇用率は2.33%と前年に比べ0.05ポイント上昇している（市町村の機関は2,512機関中2,107機関が達成）。

〔総括表2(3)、詳細表2(3)〕

(4) 都道府県等の教育委員会

2.0%の法定雇用率が適用される都道府県等の教育委員会に在職している障害者の数は10,459.0人であり、実雇用率は1.62%と前年に比べ0.07ポイント上昇している（都道府県教育委員会は47機関中4機関が達成、市町村教育委員会は94機関中74機関が達成）。

〔総括表2(4)、詳細表2(4)、4(4)〕

2 独立行政法人等における雇用状況

独立行政法人等（法定雇用率2.1%）に雇用されている障害者の数は4,999.5人であり、実雇用率は2.05%と前年に比べ0.08ポイント上昇している（独立行政法人等は248法人中181法人が達成）。

このうち国立大学法人等に雇用されている障害者の数は1,945.0人であり、実雇用率は1.89%と前年に比べ0.14ポイント上昇しているものの、独立行政法人等全体の実雇用率2.05%を大きく下回っている（国立大学法人等は90法人中58法人が達成）。

〔総括表3、詳細表3、4(5)〕

3 民間企業における雇用状況

○ 雇用されている障害者の数、実雇用率

民間企業（56人以上規模の企業；法定雇用率1.8%）に雇用されている障害者の数は325,603.0人で、前年より7.6%（約2万3千人）増加した。

このうち、身体障害者は266,043人、知的障害者は53,563人、精神障害者は5,997.0人であった。

実雇用率は1.59%（前年は1.55%）、法定雇用率達成企業の割合は44.9%（前年は43.8%）であった。

〔総括表1、グラフ(1)、詳細表1(1)・(4)〕

○ 企業規模別の状況

企業規模別にみると、雇用されている障害者の数は、すべての企業規模で前年より増加した。

実雇用率は、民間企業全体の実雇用率（1.59%）と比較すると、

* 1,000人以上規模企業(1.78%)、500～999人規模企業(1.59%)については上回った。

* 300～499人規模企業(1.54%)、56～99人規模企業(1.42%)、100～299人規模企業(1.33%)については下回った。

なお、法定雇用率達成企業の割合は、すべての規模の企業で前年より上昇した。

〔グラフ(2)・(3)、詳細表1(2)〕

○ 産業別の状況

産業別にみると、雇用されている障害者の数は、電気・ガス・熱供給・水道業以外のすべての業種で増加した。

実雇用率は、民間企業全体の実雇用率（1.59%）と比較すると、

* 農、林、漁業(1.87%)、製造業(1.75%)、電気・ガス・熱供給・水道業(1.88%)、運輸業(1.75%)、医療・福祉(1.94%)は上回った。

* 上記以外の業種では下回った。

〔グラフ(4)・(5)、詳細表1(3)〕

○ 法定雇用率未達成企業の状況

法定雇用率未達成企業のうち、不足数が0.5人又は1人である企業（1人不足企業）が、61.6%と過半数を占めている。

また、障害者を1人も雇用していない企業（0人雇用企業）が、法定雇用率未達成企業の62.9%となっている。

〔詳細表1(5)〕

○ 特例子会社の状況

平成20年6月1日現在で特例子会社の認定を受けている企業は、242社となっており、これらの特例子会社に雇用されている障害者の数は、11,960.5人であった。

このうち、身体障害者は7,107人、知的障害者は4,612人、精神障害者は241.5人であった。

〔詳細表1(7)〕

平成20年6月1日現在における障害者の雇用状況(総括表)

1 民間企業における雇用状況(法定雇用率1.8%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成企業の数	⑤ 達成割合
民間企業	20,499,012 人	325,603.0 人	1.59 %	32,803 / 73,042	44.9 %
	(19,504,649 人)	(302,716.0 人)	(1.55 %)	(31,230 / 71,224)	(43.8 %)

2 国、地方公共団体における在職状況

(1) 国の機関(法定雇用率2.1%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数	⑤ 達成割合
計	299,851 人	6,548.0 人	2.18 %	38 / 38	100.0 %
	(301,926 人)	(6,542.0 人)	(2.17 %)	(39 / 39)	(100.0 %)
行政機関	272,626 人	5,929.0 人	2.17 %	29 / 29	100.0 %
	(274,818 人)	(5,925.0 人)	(2.16 %)	(30 / 30)	(100.0 %)
立法機関	3,256 人	70.0 人	2.15 %	5 / 5	100.0 %
	(3,302 人)	(72.0 人)	(2.18 %)	(5 / 5)	(100.0 %)
司法機関	23,969 人	549.0 人	2.29 %	4 / 4	100.0 %
	(23,806 人)	(545.0 人)	(2.29 %)	(4 / 4)	(100.0 %)

(2) 都道府県の機関(法定雇用率2.1%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数	⑤ 達成割合
計	326,448 人	7,968.5 人	2.44 %	152 / 160	95.0 %
	(334,373 人)	(8,094.0 人)	(2.42 %)	(151 / 163)	(92.6 %)
都道府県知事部局	267,644 人	6,555.5 人	2.45 %	47 / 47	100.0 %
	(275,651 人)	(6,710.0 人)	(2.43 %)	(47 / 47)	(100.0 %)
その他の都道府県機関	58,804 人	1,413.0 人	2.40 %	105 / 113	92.9 %
	(58,722 人)	(1,384.0 人)	(2.36 %)	(104 / 116)	(89.7 %)

(3) 市町村の機関(法定雇用率2.1%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数	⑤ 達成割合
市町村の機関	962,319 人	22,397.0 人	2.33 %	2,107 / 2,512	83.9 %
	(968,172 人)	(22,112.0 人)	(2.28 %)	(2,097 / 2,585)	(81.1 %)

(4) 法定雇用率2.0%が適用される都道府県等の教育委員会(法定雇用率2.0%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数	⑤ 達成割合
計	645,933 人	10,459.0 人	1.62 %	78 / 141	55.3 %
	(648,285 人)	(10,039.0 人)	(1.55 %)	(78 / 144)	(54.2 %)
都道府県教育委員会	553,373 人	8,767.0 人	1.58 %	4 / 47	8.5 %
	(556,492 人)	(8,388.0 人)	(1.51 %)	(2 / 47)	(4.3 %)
市町村教育委員会	92,560 人	1,692.0 人	1.83 %	74 / 94	78.7 %
	(91,793 人)	(1,651.0 人)	(1.80 %)	(76 / 97)	(78.4 %)

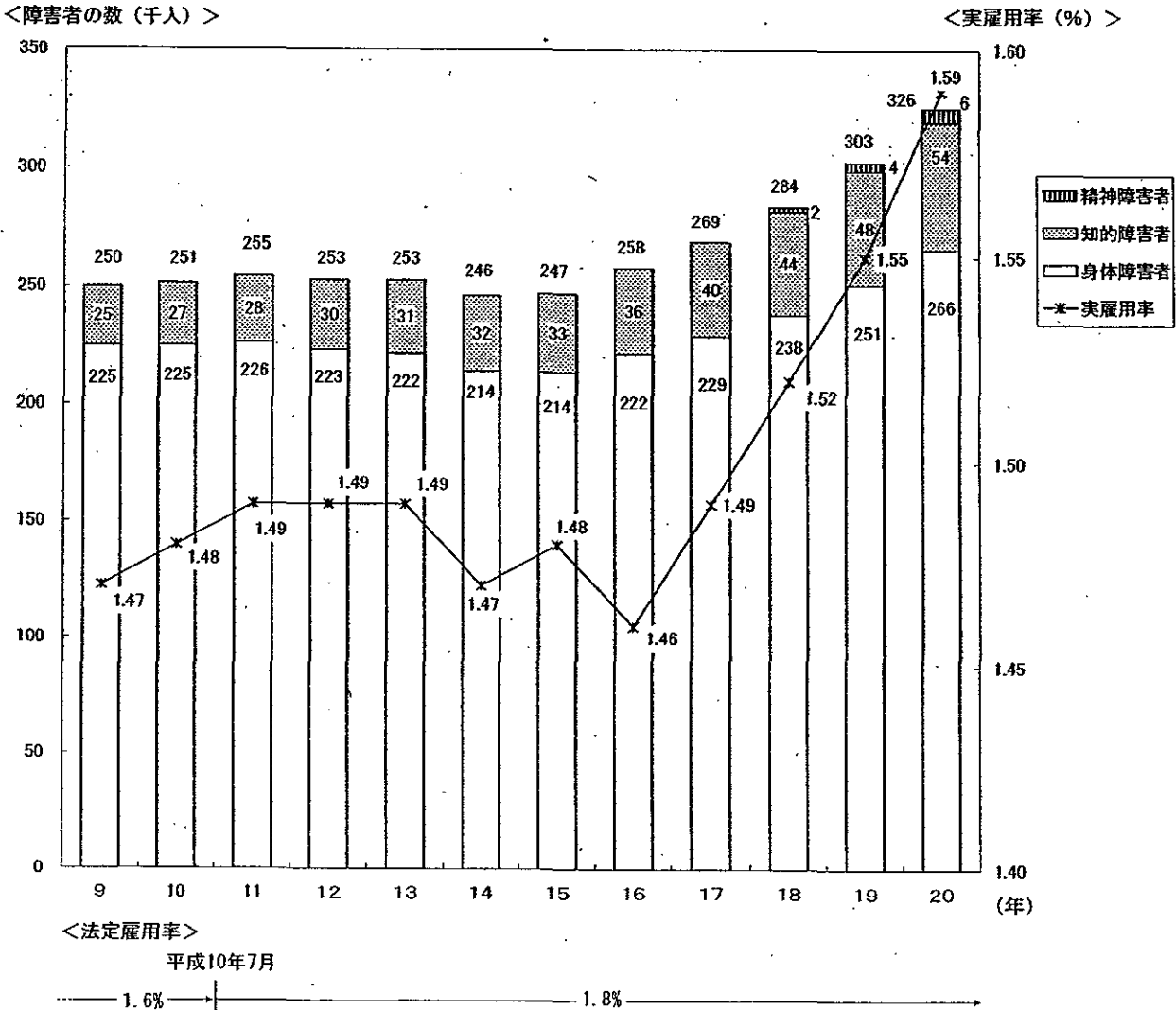
3 独立行政法人等における雇用状況(法定雇用率2.1%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成法人の数	⑤ 達成割合
計	243,297 人	4,999.5 人	2.05 %	181 / 248	73.0 %
	(454,409 人)	(8,930.5 人)	(1.97 %)	(150 / 247)	(60.7 %)
独立行政法人等(国立大学法人等を除く)	120,365 人	2,722.5 人	2.26 %	84 / 100	84.0 %
	(338,157 人)	(6,899.0 人)	(2.04 %)	(75 / 103)	(72.8 %)
国立大学法人等	103,173 人	1,945.0 人	1.89 %	58 / 90	64.4 %
	(99,591 人)	(1,746.5 人)	(1.75 %)	(40 / 91)	(44.0 %)
地方独立行政法人等	19,759 人	332.0 人	1.68 %	39 / 58	67.2 %
	(16,661 人)	(285.0 人)	(1.71 %)	(35 / 53)	(66.0 %)

- 注 1 1及び3の各表の①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数(身体障害者及び知的障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた労働者数である。
- 2 2の各表の①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
- 3 各表の②欄の「障害者の数」とは、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の計であり、短時間労働者以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、精神障害者である短時間労働者については法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。
- 4 法定雇用率2.0%が適用される機関とは、都道府県の教育委員会及び一定の市町村の教育委員会である。
- 5 ()内は、平成19年6月1日現在の数値である。
なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。
- 6 「独立行政法人等」とは、障害者の雇用の促進等に関する法律施行令別表第2の第1号から第6号まで、「地方独立行政法人等」とは、同令別表第2の第7号から第8号までの法人を指す。

民間企業における障害者の雇用状況(グラフ)

(1) 実雇用率と雇用されている障害者の数の推移



注1：雇用義務のある企業（56人以上規模の企業）についての集計である。

2：「障害者の数」とは、次に掲げる者の合計数である。

平成17年度まで

身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）
知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）
重度身体障害者である短時間労働者
重度知的障害者である短時間労働者

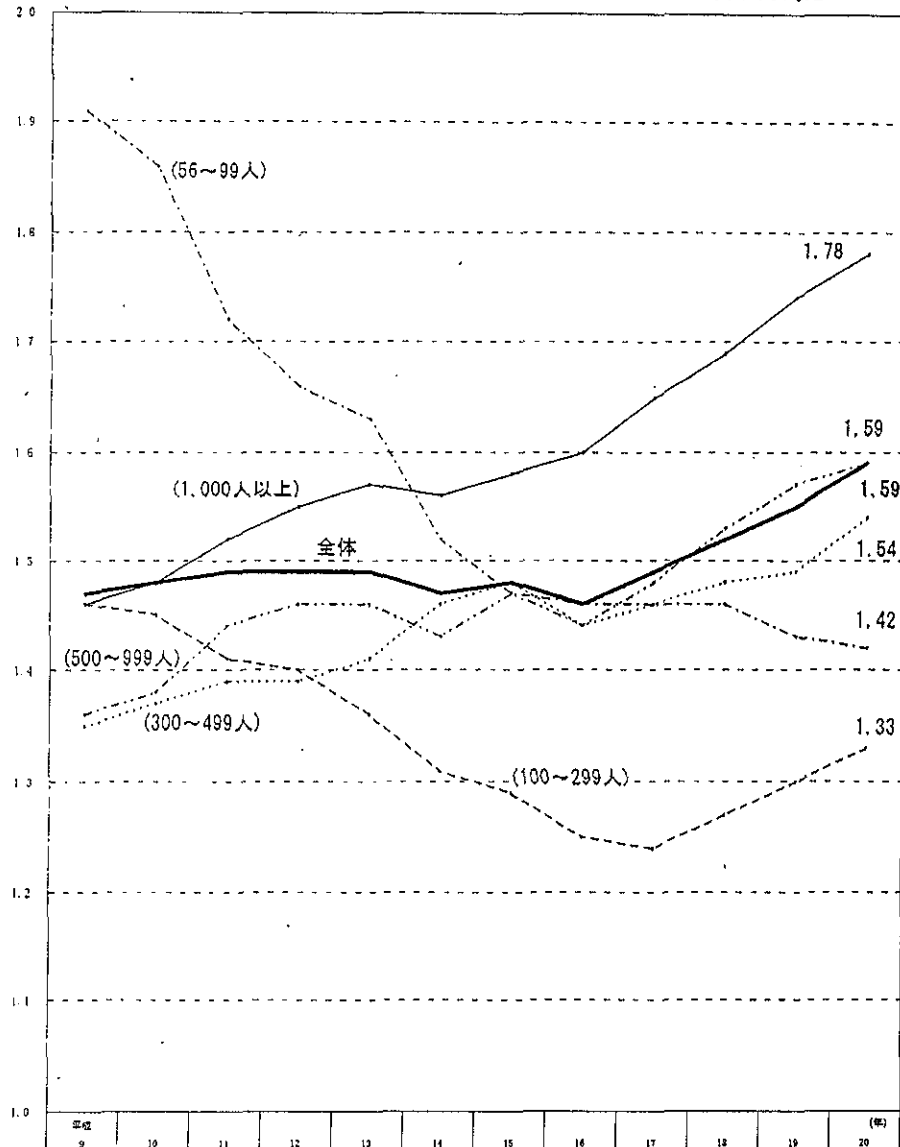
平成18年度以降

身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）
知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）
重度身体障害者である短時間労働者
重度知的障害者である短時間労働者
精神障害者
精神障害者である短時間労働者
（精神障害者である短時間労働者は0.5人でカウント）

3：障害別に四捨五入をしている関係から、障害別内訳と合計値は必ずしも一致しない。

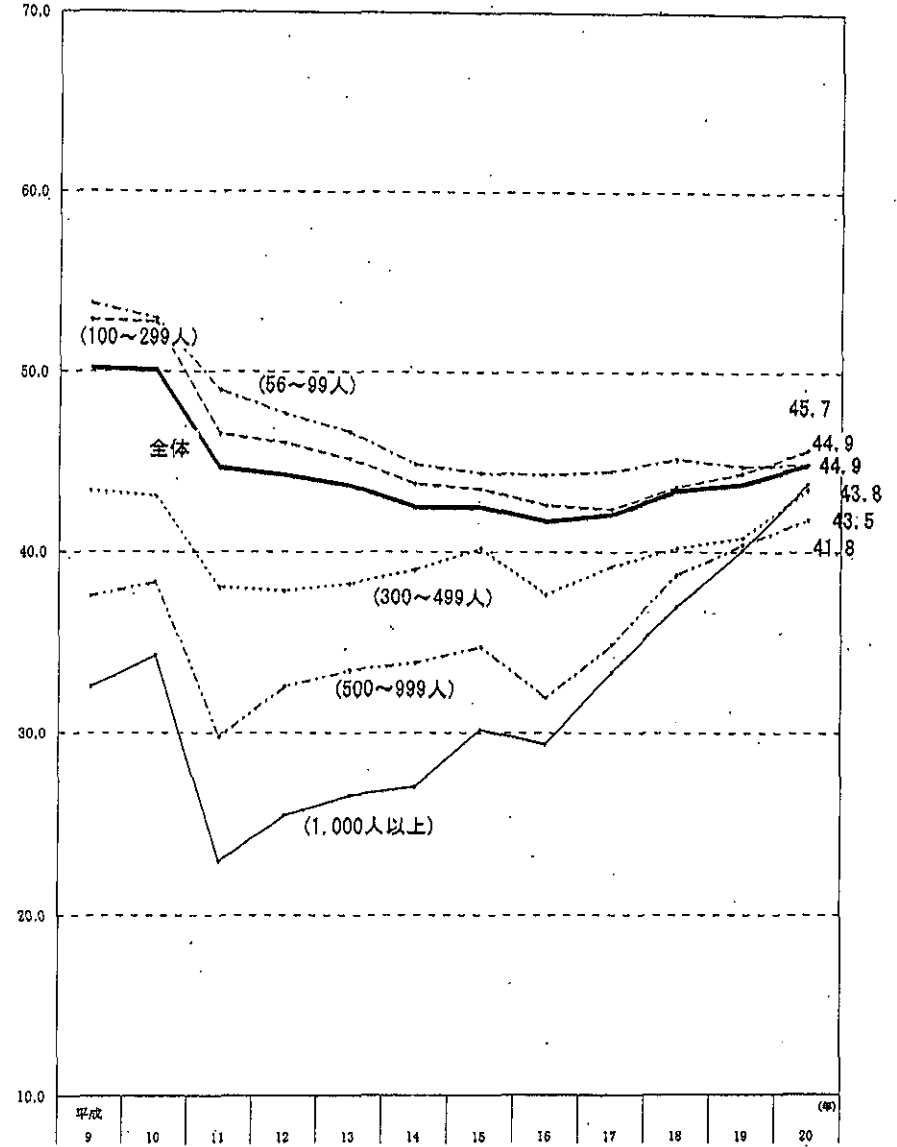
(2) 企業規模別実雇用率

各年6月1日現在

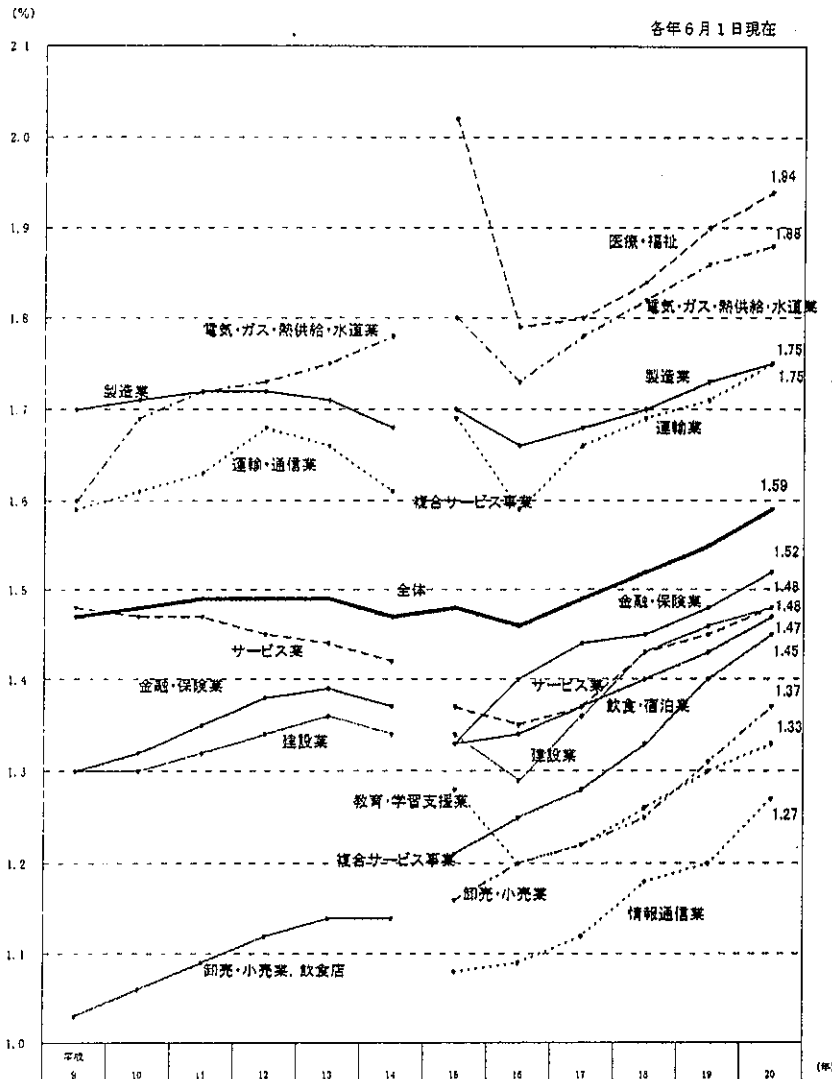


(3) 企業規模別達成企業割合

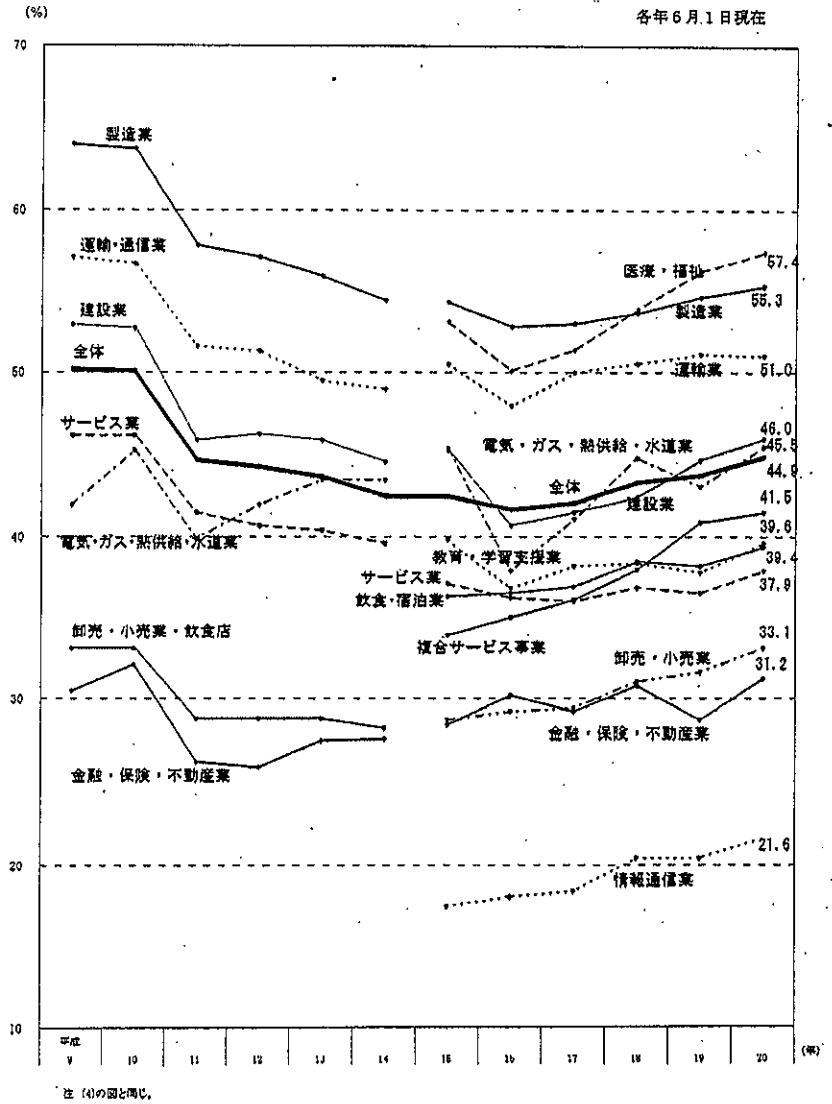
各年6月1日現在



(4) 産業別実雇用率



(5) 産業別達成企業割合



◎ 法定雇用率とは

民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、それぞれ以下の割合（法定雇用率）に相当する数以上の障害者を雇用しなければならないこととされている。

雇用義務の対象となる障害者は、身体障害者又は知的障害者である（なお、精神障害者は雇用義務の対象ではないが、精神障害者保健福祉手帳保持者を雇用している場合は雇用率に算定することができる）。

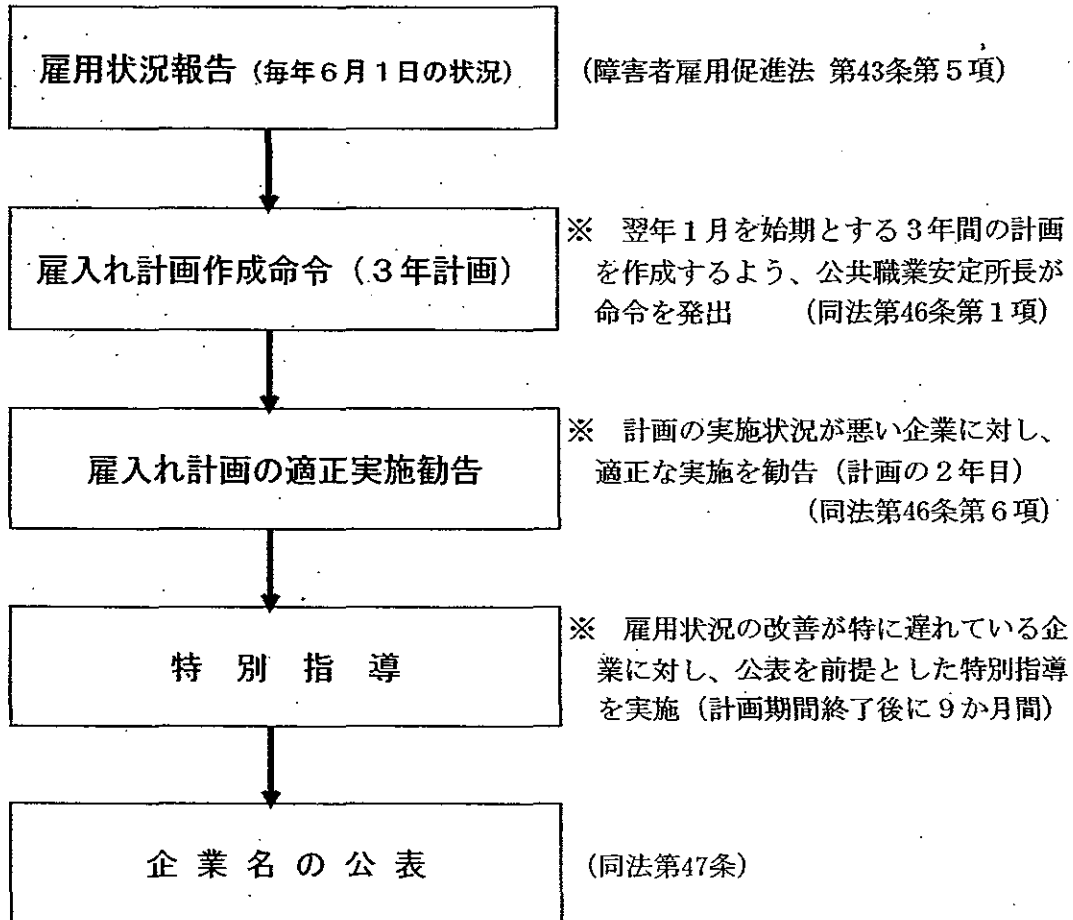
- | | | |
|---------------|--|-------|
| ○ 民間企業 | 一般の民間企業
(56人以上規模の企業) | 1. 8% |
| | 特殊法人
(労働者数48人以上規模の
特殊法人及び独立行政法人) | 2. 1% |
| ○ 国、地方公共団体 | (48人以上規模の機関) | 2. 1% |
| ○ 都道府県等の教育委員会 | (50人以上規模の機関) | 2. 0% |

(カッコ内は、それぞれの割合（法定雇用率）によって1人以上の障害者を雇用しなければならないこととなる企業等の規模である。)

- ※ 重度身体障害者又は重度知的障害者については、その1人の雇用をもって、2人の身体障害者又は知的障害者を雇用しているものとしてカウントされる。
- ※ 短時間労働者は原則的に実雇用率にはカウントされないが、重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者）については、1人分として、精神障害者である短時間労働者については、0.5人分としてカウントされる。

◎ 障害者雇用率達成指導の流れ

実雇用率の低い事業主については、下記の流れで雇用率達成指導を行い、「雇入れ計画」の着実な実施による障害者雇用の推進を指導している。



※ 不足数の特に多い企業については、当該企業の幹部に対し、厚生労働省本省による直接指導も実施している。

〔指導実績〕

○ 平成19年度の実績

- * 「雇入れ計画作成命令」の発出 692社
- * 雇入れ計画の「適正実施勧告」 143社
- * 「特別指導」の実施 31社

○ 雇入れ計画を実施中の企業 2,099社 (19年度末現在)

○ 企業名の公表

平成3年度 4社、15年度 1社、16年度 1社、17年度 2社、18年度 2社、19年度 3社 (うち一社は再公表)

平成20年6月1日現在における障害者の雇用状況（詳細表）

<目次>

1	民間企業における雇用状況（法定雇用率1.8%）	
(1)	概況	12
(2)	企業規模別の雇用状況	13
(3)	産業別の雇用状況	14
(4)	民間企業における雇用状況の推移	18
(5)	障害者不足数階級別の法定雇用率未達成企業数	19
(6)	都道府県別の実雇用率等の状況	20
(7)	特例子会社の状況	21
2	国、地方公共団体における在職状況	
(1)	国の機関（法定雇用率2.1%）	22
(2)	都道府県の機関（法定雇用率2.1%）	23
(3)	市町村の機関（法定雇用率2.1%）	24
(4)	法定雇用率2.0%が適用される都道府県等の教育委員会 （法定雇用率2.0%）	25
3	独立行政法人等における雇用状況（法定雇用率2.1%）	26
4	公的機関の各機関の状況	
(1)	国の機関の状況（法定雇用率2.1%）	27
(2)	都道府県知事部局の状況（法定雇用率2.1%）	28
(3)	その他の都道府県機関の状況（法定雇用率2.1%）	29
(4)	都道府県教育委員会の状況（法定雇用率2.0%）	31
(5)	独立行政法人等の状況（法定雇用率2.1%）	32

1 民間企業における雇用状況(法定雇用率1.8%)

(1) 概況

① 概況

区分	① 企業数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	③ 障害者の数					④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率達成企業の数	⑥ 法定雇用率達成企業の割合	
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者	D. 精神障害者である短時間労働者	E. 計 A×2+B+C+D×0.5				F. うち新規雇用分
民間企業	企業 73,042 (71,224)	人 20,499,012 (19,504,649)	人 84,523 (79,469)	人 5,611 (4,637)	人 150,190 (138,651)	人 1,512.0 (980.0)	人 325,803.0 (302,716.0)	人 36,840.5 (29,755.0)	% 1.59 (1.55)	企業 32,803 (31,230)	% 44.9 (43.8)

② 障害種別雇用状況

区分	① 障害者の数	② 身体障害者の数					③ 知的障害者の数					④ 精神障害者の数			
		a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間労働者	c. 重度以外の身体障害者	e. 計 a×2+b+c	f. うち新規雇用分	a. 重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間労働者	c. 重度以外の知的障害者	e. 計 a×2+b+c	f. うち新規雇用分	c. 精神障害者	d. 精神障害者である短時間労働者	e. 計 c+d×0.5	f. うち新規雇用分
民間企業	人 325,603.0 (302,716.0)	人 74,273 (70,180)	人 4,065 (3,339)	人 113,432 (107,466)	人 266,043 (251,165)	人 27,348 (22,212)	人 10,250 (9,289)	人 1,546 (1,298)	人 31,517 (27,942)	人 53,563 (47,818)	人 7,453 (6,218)	人 5,241 (3,243)	人 1,512.0 (980.0)	人 5,997.0 (3,733.0)	人 2,039.5 (1,325.0)

[1(1)①表の注]

- 注1 ②欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数(身体障害者及び知的障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた労働者数である。
- 2 ③A欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者」については法律上、1人を2人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たりダブルカウントを行い、D欄の「精神障害者である短時間労働者」については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たり0.5カウントとしている。
- 3 A、C欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者であり、B、D欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者である。
- 4 F欄の「うち新規雇用分」は、平成19年6月2日から平成20年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。
- 5 ()内は平成19年6月1日現在の数値である。
なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

[1(1)②表の注]

- 注1 ①欄の「障害者の数」とは②③④のe欄の計である。
- 2 ②③a欄の重度障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしており、e欄の計を算出するに当たりダブルカウントとしている。
- 3 ④d欄の精神障害者である短時間労働者については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、e欄を算出するに当たり0.5カウントとしている。
- 4 ②③のa、c欄及び④のc欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者であり、②③のb欄及び④のd欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者である。
- 5 ②③④f欄の「うち新規雇用分」は、平成19年6月2日から平成20年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。
- 6 ()内は平成19年6月1日現在の数値である。
なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

(2) 企業規模別の雇用状況

① 概況

区分	① 企業数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	③ 障害者の数					④ 実雇用率 E+②×100	⑤ 法定雇用率達成企業の数	⑥ 法定雇用率達成企業の割合	
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者	D. 精神障害者である短時間労働者	E. 計 A×2+B+C+D×0.5				F. うち新規雇用分
規模計	73,042 (71,224)	20,499,012 (19,504,649)	84,523 (79,469)	5,611 (4,637)	150,190 (138,651)	1,512.0 (980.0)	325,603.0 (302,716.0)	36,840.5 (29,755.0)	1.59% (1.55%)	32,803 (31,230)	44.9% (43.8%)
56~99	27,519 (26,746)	2,029,389 (1,967,939)	6,600 (6,484)	674 (604)	14,924 (14,576)	197.0 (157.0)	28,696.5 (28,226.5)	2,424.0 (2,489.5)	1.42% (1.43%)	12,350 (11,981)	44.9% (44.8%)
100~299	32,634 (31,967)	4,918,791 (4,815,853)	15,040 (14,499)	1,404 (1,155)	33,891 (32,122)	500.0 (365.0)	165,615.0 (162,457.5)	1,571.0 (979.5)	1.30% (1.30%)	14,902 (15,112)	45.7% (44.4%)
300~499	5,957 (5,809)	2,052,187 (2,012,944)	8,168 (7,661)	598 (515)	14,771 (14,042)	192.0 (142.0)	31,801.0 (29,950.0)	3,280.5 (3,202.5)	1.54% (1.49%)	2,594 (2,371)	43.5% (40.8%)
500~999	4,106 (3,968)	2,593,501 (2,508,349)	10,799 (10,409)	708 (605)	18,829 (17,826)	347.0 (266.0)	41,201.5 (39,294.0)	4,328.0 (3,994.0)	1.59% (1.57%)	10,718 (10,025)	41.5% (40.4%)
1,000以上	2,826 (2,735)	8,895,144 (8,199,564)	43,919 (40,416)	2,227 (1,748)	67,786 (60,085)	476.0 (220.0)	158,089.0 (142,775.0)	19,937.0 (13,989.5)	1.78% (1.74%)	1,239 (1,097)	43.8% (40.1%)

注 1(1)①の表と同じ

② 障害種別雇用状況

区分	① 障害者の数	② 身体障害者の数					③ 知的障害者の数					④ 精神障害者の数			
		a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間労働者	c. 重度以外の身体障害者	d. 計 a×2+b+c	e. うち新規雇用分	a. 重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間労働者	c. 重度以外の知的障害者	d. 計 a×2+b+c	e. うち新規雇用分	c. 精神障害者	d. 精神障害者である短時間労働者	e. 計 c+d×0.5	f. うち新規雇用分
規模計	325,603.0 (302,716.0)	74,273 (70,190)	4,065 (3,339)	113,432 (107,466)	266,043 (251,165)	27,348 (22,212)	10,250 (9,289)	1,546 (1,298)	31,517 (27,942)	53,563 (47,818)	7,453 (6,218)	5,241 (3,243)	1,512.0 (980.0)	5,997.0 (3,733.0)	2,039.5 (1,326.0)
56~99	28,696.5 (28,226.5)	4,744 (4,646)	394 (360)	9,763 (9,652)	19,645 (19,304)	1,856 (1,838)	280 (244)	4,669 (4,534)	8,658 (8,464)	495 (390)	197.0 (157.0)	593.5 (468.5)			
100~299	65,615.0 (62,467.5)	12,573 (12,153)	904 (740)	25,492 (24,660)	51,542 (49,705)	2,457 (2,346)	300 (255)	7,301 (6,727)	12,743 (11,840)	1,050 (750)	500.0 (365.0)	1,330.0 (921.5)			
300~499	31,801.0 (29,950.0)	7,114 (6,737)	407 (353)	11,234 (10,887)	25,869 (24,714)	1,054 (924)	191 (162)	2,971 (2,757)	5,270 (4,767)	566 (398)	192.0 (142.0)	662.0 (469.0)			
500~999	41,201.5 (39,297.0)	9,881 (9,549)	558 (474)	14,452 (14,223)	34,772 (33,795)	915 (860)	150 (131)	3,644 (3,315)	6,824 (6,015)	722 (470)	476.0 (220.0)	1,056.5 (697.0)			
1,000以上	158,089.0 (142,775.0)	39,961 (37,095)	1,802 (1,412)	52,491 (48,044)	134,215 (123,646)	3,958 (3,321)	425 (336)	12,927 (10,764)	21,268 (17,742)	2,368 (1,277)	476.0 (220.0)	2,606.0 (1,367.0)			

注 1(1)②表と同じ

(3) 産業別の雇用状況

① 概況

区分	① 企業数	② 法定雇用者数 の算定基礎となる労働者数	③ 障害者の数						④ 実雇用率 ②÷①×100	⑤ 法定雇用率達成企業の数	⑥ 法定雇用率達成企業の割合
			A. 重度身体障害者及び知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者	D. 精神障害者である短時間労働者	E. 計 A×2+B+C+D×0.5	F. その他新規雇用分			
産業計	73,042	20,499,012	84,523	5,611	150,190	1,512.0	325,603.0	36,840.5	1.59%	32,803	44.9%
	(71,224)	(19,504,649)	(79,469)	(4,637)	(138,651)	(980.0)	(302,716.0)	(29,755.0)	(1.65)	(31,230)	(43.8)
農、林、漁業	163	20,166	73	6	225	0.0	377.0	29.0	1.87%	100	61.3%
	(166)	(20,007)	(70)	(4)	(210)	(1.0)	(354.5)	(24.5)	(1.77)	(84)	(54.2)
鉱業	46	7,853	29	0	62	0.0	120.0	0	0%	0	0%
	(41)	(7,773)	(26)	(0)	(56)	(0.0)	(108.0)	(0)	(0.0)	(0)	(0.0)
建設業	2,257	561,090	2,399	37	3,489	7.0	8,327.5	594.0	1.48%	1,038	46.0%
	(2,251)	(559,693)	(2,316)	(29)	(3,528)	(1.0)	(8,189.5)	(549.0)	(1.46)	(1,007)	(44.7)
製造業	21,814	6,561,839	31,359	774	51,533	153.0	115,100.5	8,548.0	0.75%	1,957	55.3%
	(21,260)	(6,428,235)	(30,422)	(563)	(49,643)	(119.0)	(111,110.0)	(7,520.0)	(0.77)	(1,803)	(50.1)
電気・ガス・熱供給・水道業	189	185,781	932	6	1,625	0.0	3,495.0	137.0	1.88%	86	46.5%
	(211)	(188,400)	(926)	(9)	(1,640)	(0.0)	(3,501.0)	(112.0)	(1.86)	(91)	(43.1)
情報通信業	3,697	1,215,555	4,530	89	6,232	30.0	15,009.0	1,749.5	0.52%	767	21.9%
	(3,425)	(1,133,043)	(4,004)	(78)	(5,484)	(17.0)	(13,578.0)	(1,160.0)	(0.52)	(702)	(20.1)
運輸業	4,714	1,165,153	4,530	292	11,027	95.0	20,426.5	1,803.0	1.75%	2,403	51.0%
	(4,603)	(1,087,722)	(4,196)	(245)	(9,902)	(50.0)	(18,564.0)	(1,681.5)	(1.71)	(2,350)	(51.1)
卸売・小売業	13,001	3,513,134	11,555	1,494	23,215	397.0	49,012.5	5,174.5	1.07%	306	39.1%
	(12,816)	(3,428,725)	(10,930)	(1,361)	(21,487)	(244.0)	(44,820.0)	(4,160.0)	(1.01)	(301)	(31.0)
金融・保険・不動産業	2,191	1,393,085	5,811	149	9,392	14.0	21,170.0	2,401.0	1.52%	683	31.2%
	(2,192)	(1,356,965)	(5,536)	(129)	(8,882)	(5.0)	(20,085.6)	(2,317.5)	(1.48)	(630)	(28.7)
飲食店・宿泊業	1,985	519,069	1,703	347	3,819	70.0	7,607.0	703.0	0.47%	782	39.4%
	(1,902)	(492,646)	(1,588)	(271)	(3,601)	(37.0)	(7,066.0)	(594.0)	(0.53)	(722)	(39.2)
医療・福祉	9,164	1,485,544	7,410	1,186	12,548	396.0	28,752.0	3,483.5	1.94%	5,262	57.4%
	(8,814)	(1,391,606)	(6,939)	(968)	(11,443)	(329.0)	(26,463.5)	(3,252.0)	(1.80)	(4,955)	(56.2)
教育・学習支援業	1,360	336,878	1,255	55	1,689	14.0	4,485.0	354.5	0.53%	618	38.7%
	(1,520)	(323,714)	(1,200)	(38)	(1,752)	(11.0)	(4,195.0)	(310.0)	(0.57)	(575)	(37.8)
複合サービス事業	924	296,696	1,070	59	2,037	8.0	4,300.5	324.5	1.45%	383	41.5%
	(944)	(296,585)	(1,058)	(45)	(1,983)	(8.0)	(4,148.0)	(348.0)	(1.40)	(386)	(40.9)
サービス業	11,634	3,237,080	11,867	1,114	23,037	337.0	49,037.5	10,738.0	0.77%	1,373	29.9%
	(11,082)	(2,788,731)	(10,355)	(804)	(19,287)	(189.0)	(44,408.5)	(9,113.0)	(0.84)	(1,045)	(29.0)

注 1 (1)①の表と同じ
※ 産業計はその他分欄不明の産業を含む。

② 障害種別雇用状況

区分	①障害者の数		②身体障害者の数				③知的障害者の数				④精神障害者の数				
	障害者の数 a	うち新規雇用分 f	a. 重度身体障害者 b	b. 重度身体障害者である短時間労働者 c	c. 重度以外の身体障害者 d	e. 計 a×2+b+c	a. 重度知的障害者 b	b. 重度知的障害者である短時間労働者 c	c. 重度以外の知的障害者 d	e. 計 a×2+b+c	f. うち新規雇用分 f	c. 精神障害者 d	d. 精神障害者である短時間労働者 e	e. 計 c+d×0.5	f. うち新規雇用分 f
産別計	325,603.0 (302,716.0)	74,273 (70,180)	4,065 (3,339)	113,432 (107,466)	266,043 (251,165)	27,348 (22,212)	10,250 (9,289)	1,546 (1,298)	31,517 (27,942)	53,563 (47,818)	7,453 (6,218)	5,241 (3,243)	1,512.0 (880.0)	5,987.0 (3,733.0)	2,039.5 (1,325.0)
農・林・漁業	377.0 (354.5)	51 (51)	5 (3)	136 (119)	243 (224)		22 (19)	1 (1)	83 (87)	128 (126)		6 (4)	0.0 (1.0)	6.0 (4.5)	
鉱業	120.0 (108.0)	29 (26)	0 (0)	61 (52)	119 (104)								0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	
建設業	8,327.5 (8,189.5)	2,357 (2,276)	30 (25)	3,309 (3,379)	8,053 (7,986)		42 (40)	7 (4)	96 (94)	187 (178)		84 (55)	7.0 (1.0)	87.5 (55.5)	
製造業	115,100.5 (111,110.0)	27,809 (27,196)	594 (497)	38,872 (38,065)	55,078 (52,946)		55 (22)	100 (112)	1,000 (1,152)	1,555 (1,513)		61 (27)	57.0 (15.0)	47.0 (88.0)	
電気・ガス・熱供給・水道業	3,495.0 (3,501.0)	921 (915)	6 (9)	1,527 (1,548)	3,375 (3,387)		11 (11)	0 (0)	68 (55)	80 (87)		30 (27)	0.0 (0.0)	30.0 (27.0)	
情報通信業	15,388.0 (13,578.5)	4,436 (3,928)	87 (77)	5,559 (6,057)	14,518 (12,886)		103 (79)	23 (18)	238 (145)	261 (111)		35 (23)	10.0 (17.0)	65.0 (21.0)	
運輸業	20,426.5 (18,564.0)	4,110 (3,847)	226 (187)	9,188 (8,585)	17,634 (16,466)		420 (349)	86 (58)	1,617 (1,184)	2,523 (1,920)		222 (153)	96.0 (50.0)	269.5 (178.0)	
卸売・小売業	48,012.5 (44,820.0)	9,780 (9,314)	1,140 (1,039)	15,088 (14,587)	35,786 (34,224)		1,775 (1,613)	354 (312)	2,129 (634)	11,080 (9,777)		953 (698)	14.0 (1.0)	1,143.0 (713.0)	
金融・保険・不動産業	21,170.0 (20,085.5)	5,752 (5,486)	137 (116)	8,020 (8,533)	20,661 (19,721)		59 (50)	12 (13)	190 (153)	320 (266)		182 (98)	14.0 (8.0)	188.0 (98.5)	
飲食店・宿泊業	7,607.0 (7,066.5)	1,079 (1,009)	104 (49)	1,916 (1,822)	4,256 (3,980)		650 (529)	150 (122)	1,778 (1,690)	3,126 (2,875)		130 (70)	70.0 (27.0)	165.0 (87.5)	
医療・福祉	28,752.0 (26,453.5)	6,091 (5,750)	675 (550)	8,613 (8,014)	21,470 (20,064)		1,319 (1,189)	511 (418)	3,400 (3,032)	6,549 (5,828)		536 (397)	386.0 (328.0)	733.0 (561.5)	
教育・学習支援業	4,485.0 (4,195.5)	1,217 (1,143)	51 (31)	1,721 (1,620)	4,008 (3,837)		46 (37)	8 (7)	24 (10)	38 (15)		24 (15)	17.0 (2.5)	51.0 (21.5)	
複合サービス事業	4,300.5 (4,148.0)	962 (952)	34 (22)	1,714 (1,690)	3,672 (3,616)		108 (105)	25 (23)	287 (282)	528 (497)		96 (31)	9.0 (8.0)	100.5 (35.0)	
サービス業	48,033.5 (40,528.5)	9,688 (8,286)	886 (638)	16,710 (14,317)	35,912 (31,528)		157 (87)	223 (159)	3,705 (3,128)	4,185 (3,415)		336 (210)	182.0 (120.0)	310.0 (214.5)	

注 1 (1)②の表と同じ
※ 産別計はその他分類不明の産業を含む。

③ 製造業における雇用状況（概況）

区分	① 企業数	② 法定雇用率算定の基礎となる労働者数	③ 障害者の数					④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率達成企業数	⑥ 法定雇用率達成企業の割合	
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者	D. 精神障害者である短時間労働者	E. 計 A×2+B+C+D×0.5				F. うち新規雇用分
製造業計	企業 21,614 (21,260)	人 6,561,838 (6,428,236)	人 31,359 (30,422)	人 773 (655)	人 51,533 (49,542)	人 153.0 (118.0)	人 115,100.5 (111,110.0)	人 8,548.0 (7,697.0)	% 1.75 (1.73)	企業 11,952 (11,603)	% 55.3 (54.6)
食料品・たばこ	企業 3,149 (3,034)	人 756,779 (730,650)	人 3,148 (3,011)	人 201 (169)	人 8,409 (7,940)	人 45.0 (43.0)	人 14,929.0 (14,152.5)	人 1,116.5 (1,073.5)	% 1.97 (1.94)	企業 2,018 (1,887)	% 64.1 (62.2)
繊維・衣服	970 (1,021)	175,235 (151,008)	842 (884)	29 (33)	699 (741)	14.0 (3.0)	3,414.0 (3,557.0)	169.5 (233.5)	1.5 (1.59)	420 (350)	43.0 (50.0)
木材・家具	445 (457)	76,248 (76,262)	326 (339)	10 (10)	806 (804)	0.0 (0.0)	1,468.0 (1,492.0)	70.0 (63.0)	1.83 (1.96)	269 (297)	64.9 (65.0)
パルプ・紙・印刷	1,785 (1,778)	350,829 (349,571)	1,548 (1,538)	43 (42)	7,795 (7,110)	5.0 (12.0)	5,035.5 (5,555.0)	3,776.5 (3,910.0)	1.81 (1.80)	1,747 (1,417)	57.7 (58.5)
化学工業	2,229 (2,180)	796,257 (778,167)	3,488 (3,289)	95 (94)	5,970 (5,672)	18.0 (11.0)	13,050.5 (12,297.5)	1,099.5 (943.0)	1.64 (1.58)	1,059 (1,038)	47.5 (47.6)
窯業・土石	633 (651)	144,929 (155,575)	565 (608)	16 (11)	1,253 (1,343)	1.0 (0.0)	439.0 (777.0)	374.5 (387.0)	1.81 (1.56)	340 (371)	53.7 (57.0)
鉄鋼	423 (411)	159,286 (146,673)	756 (658)	8 (4)	1,343 (1,297)	1.0 (1.0)	2,863.5 (2,617.5)	141.0 (153.0)	1.80 (1.78)	254 (241)	60.0 (58.6)
非鉄金属	413 (374)	114,581 (115,851)	511 (531)	14 (18)	980 (912)	3.0 (5.0)	2,017.5 (1,917.0)	185.5 (137.0)	1.76 (1.72)	235 (220)	57.0 (51.7)
金属製品	1,769 (1,737)	287,633 (286,544)	1,292 (1,300)	35 (41)	2,632 (2,610)	10.0 (5.0)	5,256.0 (5,253.5)	308.5 (347.0)	1.83 (1.83)	1,049 (1,023)	59.3 (58.9)
電気機械	2,403 (2,482)	1,112,875 (1,152,573)	6,397 (6,701)	71 (75)	7,257 (7,353)	11.0 (11.0)	20,173.5 (20,571.5)	1,741.0 (1,529.0)	1.81 (1.64)	1,111 (1,035)	46.0 (48.5)
その他機械	5,245 (5,071)	1,934,493 (1,864,346)	9,277 (8,828)	181 (130)	13,584 (12,801)	23.0 (19.0)	32,330.5 (30,596.5)	2,762.0 (2,187.0)	1.67 (1.64)	2,719 (2,579)	51.8 (50.9)
その他	2,150 (2,064)	652,912 (592,916)	3,191 (2,759)	70 (82)	4,907 (5,324)	20.0 (15.0)	10,210.0 (10,827.0)	340.0 (272.0)	1.73 (1.64)	1,113 (1,038)	51.7 (49.0)

注 1 (1)①の表と同じ

④ 製造業における雇用状況（障害種別）

区分	① 障害者の数	② 身体障害者の数				③ 知的障害者の数				④ 精神障害者の数		
		a. 高度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間労働者	c. 高度以外の身体障害者	e. 計 a×2+b+c	a. 高度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間労働者	c. 高度以外の知的障害者	e. 計 a×2+b+c	c. 精神障害者	d. 精神障害者である短時間労働者	e. 計 c+d×0.5
製造業計	115,100.5 (111,110.0)	27,806 (27,195)	594 (491)	38,872 (38,066)	95,078 (92,949)	3,553 (3,226)	179 (174)	11,300 (10,552)	16,585 (17,178)	1,361 (924)	153.0 (118.0)	1437.5 (953.0)
食料品・たばこ	14,929.0 (14,153.5)	2,113 (2,068)	129 (116)	4,416 (4,242)	8,771 (8,494)	1,035 (943)	72 (53)	3,788 (3,650)	5,920 (5,489)	205 (148)	46.0 (43.0)	228.0 (169.5)
繊維・衣服	3,414.0 (3,543.5)	733 (754)	23 (25)	1,150 (1,220)	2,777 (2,765)	109 (150)	5 (5)	65 (69)	61 (66)	75 (75)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)
木材・家具	1,469.0 (1,492.0)	303 (313)	7 (9)	580 (581)	1,193 (1,215)	23 (26)	3 (1)	216 (217)	265 (270)	10 (6)	0.0 (0.0)	10.0 (6.0)
パルプ・紙・印刷	5,935.6 (5,835.0)	1,431 (1,428)	33 (28)	2,779 (2,705)	5,074 (5,019)	115 (110)	10 (11)	540 (537)	78 (75)	75 (67)	15.0 (17.0)	115.0 (115.0)
化学工業	13,050.5 (12,297.5)	3,079 (2,959)	66 (55)	4,922 (4,765)	11,146 (10,738)	409 (309)	29 (29)	894 (805)	1,741 (1,452)	154 (102)	19.0 (11.0)	182.5 (107.5)
医薬・土石	2,439.6 (2,671.0)	515 (539)	12 (8)	874 (862)	2,016 (2,145)	70 (69)	4 (5)	260 (272)	40 (41)	19 (19)	1.0 (0.0)	10.5 (10.0)
鉄鋼	2,863.5 (2,611.5)	712 (623)	8 (4)	1,219 (1,190)	2,651 (2,440)	44 (35)	0 (0)	68 (87)	186 (157)	26 (20)	1.0 (1.0)	26.5 (20.5)
非鉄金属	2,017.5 (1,987.0)	430 (478)	13 (12)	765 (758)	1,641 (1,726)	91 (65)	0 (1)	180 (142)	24 (21)	12 (12)	0.0 (0.0)	5.5 (5.0)
金属製品	5,256.0 (5,253.5)	1,008 (1,008)	35 (35)	1,859 (1,861)	3,910 (3,912)	284 (282)	0 (6)	727 (710)	1,295 (1,300)	46 (39)	10.0 (6.0)	51.0 (41.5)
電気機械	20,127.5 (20,371.5)	5,965 (5,297)	56 (61)	6,822 (6,149)	17,893 (16,769)	43 (41)	5 (5)	114 (109)	102 (92)	24 (14)	0.0 (0.0)	22.5 (15.0)
その他機械	32,330.5 (30,596.5)	8,640 (8,280)	160 (106)	11,054 (10,522)	28,494 (27,288)	637 (548)	21 (24)	2,142 (1,908)	3,437 (3,028)	388 (271)	23.0 (19.0)	399.5 (280.5)
その他	11,289.0 (9,892.5)	2,876 (2,485)	62 (35)	3,918 (3,484)	8,023 (6,429)	115 (101)	9 (9)	622 (740)	490 (359)	46 (28)	20.0 (17.0)	151.0 (101.0)

注 1(1)②の表と同じ

(4) 民間企業における雇用状況の推移

(各年6月1日現在)

年	障害者の数(人)		実雇用率(%)		法定雇用率達成企業の割合(%)	
		対前年増減		対前年増減		対前年増減
昭和 54 年	128,493		1.12		52.0	
55	135,228	6,735	1.13	0.01	51.6	△ 0.4
56	144,713	9,485	1.18	0.05	53.4	1.8
57	152,603	7,890	1.22	0.04	53.8	0.4
58	155,515	2,912	1.23	0.01	53.5	△ 0.3
59	159,909	4,394	1.25	0.02	53.6	0.1
60	168,276	8,367	1.26	0.01	53.5	△ 0.1
61	170,247	1,971	1.26	0.00	53.8	0.3
62	171,880	1,633	1.25	△ 0.01	53.0	△ 0.8
63	187,115	15,235	1.31	0.06	51.5	△ 1.5
	(177,708)	(5,828)	(1.25)	(0.00)		
平成 元 年	195,276	8,161	1.32	0.01	51.6	0.1
2	203,634	8,358	1.32	0.00	52.2	0.6
3	214,814	11,180	1.32	0.00	51.8	△ 0.4
4	229,627	14,813	1.36	0.04	51.9	0.1
5	240,985	11,358	1.41	0.05	51.4	△ 0.5
	(237,621)	(7,994)	(1.39)	(0.03)		
6	245,348	4,363	1.44	0.03	50.4	△ 1.0
7	247,077	1,729	1.45	0.01	50.6	0.2
8	247,982	905	1.47	0.02	50.5	△ 0.1
9	250,030	2,048	1.47	0.00	50.2	△ 0.3
10	251,443	1,413	1.48	0.01	50.1	△ 0.1
11	254,562	3,119	1.49	0.01	44.7	△ 5.4
	(249,920)	(△ 1,523)	(1.48)	(0.00)		
12	252,836	△ 1,726	1.49	0.00	44.3	△ 0.4
13	252,870	34	1.49	0.00	43.7	△ 0.6
14	246,284	△ 6,586	1.47	△ 0.02	42.5	△ 1.2
15	247,093	809	1.48	0.01	42.5	0.0
16	257,939	10,846	1.46	△ 0.02	41.7	△ 0.8
17	269,066	11,127	1.49	0.03	42.1	0.4
18	283,750.5	14,684.5	1.52	0.03	43.4	1.3
	(281,833)	(12,767)	(1.51)	(0.02)		
19	302,716.0	18,965.5	1.55	0.03	43.8	0.4
20	325,603.0	22,887.0	1.59	0.04	44.9	1.1

注1

障害者の数とは、次に掲げる者の合計である。

～昭和62年

身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）、

昭和63年～平成4年

身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）、

知的障害者

平成5年～平成17年

身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）、

知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）、

重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者

平成18年

身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）、

知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）、

精神障害者、

重度身体障害者、重度知的障害者又は精神障害者である短時間労働者

（精神障害者である短時間労働者は0.5カウント）

注2

() 内は、それぞれ制度改正前の前年度と同じ方法により計算した数値である。

(5) 障害者不足数階級別の法定雇用率未達成企業数

区分	①法定雇用率未達成企業の数	②不足数								③障害者の数が10人である企業数
		0.5人又は1人	1.5人又は2人	2.5人又は3人	3.5人又は4人	4.5人以上 9人以下	9.5人以上 20人以下	20.5人以上 50人以下	50.5人以上	
規模計	40,239 (100.0%)	24,792 (61.6%)	8,768 (21.8%)	3,143 (7.8%)	1,636 (4.1%)	1,498 (3.7%)	300 (0.7%)	81 (0.2%)	21 (0.1%)	25,297 (62.9%)
56-99人	15,169 (100.0%)	15,169 (100.0%)	—	—	—	—	—	—	—	15,112 (99.6%)
100-299人	17,732 (100.0%)	8,161 (46.0%)	7,274 (41.0%)	1,752 (9.9%)	477 (2.7%)	68 (0.4%)	—	—	—	9,952 (56.1%)
300-499人	3,363 (100.0%)	792 (23.6%)	839 (24.9%)	749 (22.3%)	557 (16.6%)	428 (12.7%)	—	—	—	208 (6.1%)
500-999人	2,388 (100.0%)	465 (19.5%)	458 (19.2%)	456 (19.1%)	408 (17.1%)	537 (22.5%)	63 (2.6%)	—	—	22 (0.9%)
1,000人以上	1,587 (100.0%)	205 (12.9%)	197 (12.4%)	186 (11.7%)	193 (12.2%)	467 (29.4%)	237 (14.9%)	81 (5.1%)	21 (1.3%)	5 (0.3%)

注1 上段は企業数、下段は当該企業規模階級内における構成比。

注2 ②欄の「不足数」とは、法定雇用率を達成するために、現在の雇用障害者数に加えて雇用しなければならない障害者の数である。

(6) 都道府県別の実雇用率等の状況

注1 都道府県別の状況は、①～③欄については、企業の主たる事務所(特例子会社及び関係会社特例の認定を受けている企業にあっては、その親会社の主たる事務所)が所在する都道府県において、集計したものである。

2 「(参考)事業所所在地による集計」は、事業所(雇用保険適用事業所)単位にその所在する都道府県において集計したものである。

都道府県名	①実雇用率	(対前年増減)	②法定雇用率達成 企業の割合	(対前年増減)	③法定雇用率達成企業の数	(参考)事業所所在 地による集計の実雇 用率	(対前年増減)
全国	1.59	0.04	44.9	1.1	32,803 / 73,042	1.59	0.04
北海道	1.74	0.04	49.5	1.6	1,257 / 2,541	1.77	0.03
青森	1.57	0.01	42.6	△0.7	293 / 688	1.57	0.02
岩手	1.74	0.02	48.7	△1.6	362 / 743	1.73	0.04
宮城	1.58	0.01	45.4	△0.2	519 / 1,143	1.58	0.04
秋田	1.51	△0.04	52.1	△1.4	303 / 582	1.51	△0.09
山形	1.51	0.01	49.9	△0.5	365 / 731	1.51	0.01
福島	1.54	0.06	44.3	0.3	491 / 1,109	1.52	0.06
茨城	1.54	0.00	51.8	0.8	574 / 1,108	1.61	0.05
栃木	1.48	△0.09	43.3	△5.0	368 / 850	1.55	△0.05
群馬	1.50	0.02	47.4	0.2	481 / 1,015	1.58	△0.03
埼玉	1.50	0.04	41.0	0.9	878 / 2,141	1.58	0.03
千葉	1.52	0.02	47.7	2.7	775 / 1,626	1.56	0.03
東京	1.51	0.05	29.9	1.3	4,823 / 16,112	1.41	0.08
神奈川	1.49	0.04	43.0	1.8	1,449 / 3,371	1.71	0.07
新潟	1.54	0.01	48.6	1.0	687 / 1,413	1.67	0.00
富山	1.66	0.05	59.4	2.1	488 / 821	1.65	0.05
石川	1.62	0.05	51.7	3.5	408 / 789	1.69	0.03
福井	2.02	0.06	53.6	2.2	294 / 548	1.98	0.11
山梨	1.52	△0.10	47.4	△4.9	209 / 441	1.57	△0.07
長野	1.69	0.01	56.7	3.4	737 / 1,299	1.70	0.02
岐阜	1.68	0.08	54.1	0.1	623 / 1,151	1.70	0.07
静岡	1.63	0.03	49.7	0.5	1,113 / 2,241	1.64	0.04
愛知	1.53	0.05	41.7	0.7	1,956 / 4,690	1.53	0.03
三重	1.49	0.07	50.2	3.7	416 / 629	1.55	0.08
滋賀	1.66	0.00	54.2	△1.4	330 / 609	1.73	0.10
京都	1.76	0.05	48.0	2.3	667 / 1,389	1.74	0.02
大阪	1.59	0.03	42.8	0.6	2,605 / 6,081	1.69	0.01
兵庫	1.76	0.01	54.9	△0.9	1,377 / 2,510	1.81	0.02
奈良	1.85	0.04	55.1	△0.1	221 / 401	1.97	0.02
和歌山	1.98	△0.01	53.5	△0.3	215 / 402	2.10	0.04
鳥取	1.78	0.00	60.5	2.6	211 / 349	1.73	0.00
島根	1.78	0.08	62.4	3.4	254 / 407	1.76	0.07
岡山	1.79	0.05	55.4	0.5	596 / 1,076	1.81	0.05
広島	1.70	0.10	48.3	3.1	848 / 1,757	1.68	0.08
山口	2.22	0.05	54.8	0.3	379 / 691	2.17	0.09
徳島	1.53	0.04	47.2	1.9	161 / 341	1.55	0.03
香川	1.67	△0.01	58.3	0.2	361 / 619	1.74	△0.01
愛媛	1.65	0.04	54.5	2.7	389 / 714	1.68	0.04
高知	1.67	0.05	52.8	2.4	196 / 371	1.74	0.06
福岡	1.66	0.03	51.5	3.0	1,392 / 2,703	1.70	0.03
佐賀	2.13	0.11	70.9	6.2	316 / 446	2.07	0.12
長崎	2.01	△0.01	58.0	△0.1	379 / 654	2.13	0.06
熊本	1.91	0.00	56.4	1.2	526 / 932	1.93	△0.10
大分	2.20	0.04	62.6	2.1	369 / 589	2.60	0.11
宮崎	1.97	0.03	63.3	1.5	354 / 559	2.20	0.11
鹿児島	1.89	△0.02	68.5	1.7	483 / 826	1.91	0.00
沖縄	1.69	0.06	48.1	1.7	305 / 634	1.69	0.08

(7) 特例子会社の状況

① 概況

区分	① 特例子会社数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	③ 障害者の数				
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者	D. 精神障害者である短時間労働者	E. 計 A×2+B+C+D×0.5
特例子会社	社 242 (219)	人 11,476 (10,441)	人 4,302 (3,885)	人 62 (37)	人 3,274 (2,737)	人 41.0 (11.0)	人 11,960.5 (10,509.5)

注 1(1)①の表と同じ

※ 本表は、親会社分を含まない、特例子会社分のみを集計である。

② 障害種別雇用状況

区分	① 障害者の数	② 身体障害者の数				③ 知的障害者の数				④ 精神障害者の数		
		a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間労働者	c. 重度以外の身体障害者	e. 計 a×2+b+c	a. 重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間労働者	c. 重度以外の知的障害者	e. 計 a×2+b+c	c. 精神障害者	d. 精神障害者である短時間労働者	e. 計 c+d×0.5
特例子会社	人 11,960.5 (10,509.5)	人 2,911 (2,754)	人 31 (19)	人 1,254 (1,112)	人 7,107 (6,639)	人 1,391 (1,111)	人 31 (18)	人 1,799 (1,481)	人 4,812 (3,721)	人 221 (144)	人 41.0 (11.0)	人 241.5 (149.5)

注 1(1)②の表と同じ

※ 本表は、親会社分を含まない、特例子会社分のみを集計である。

(参考)平成20年10月末現在の状況

- 特例子会社数 244社
- グループ適用を受けているグループ数 98グループ

◎ 「特例子会社」制度とは

障害者雇用率制度においては、障害者の雇用機会の確保（法定雇用率＝1.8％）は個々の事業主（企業）ごとに義務づけられている。
その特例である「特例子会社」制度は、障害者の雇用の促進及び安定を図るため、事業主が障害者の雇用に特別の配慮をした子会社を設立し、一定の要件を満たす場合には、その子会社に雇用されている労働者を親会社に雇用されているものとみなして、実雇用率を算定できることとしている。

2 国、地方公共団体における在職状況

(1) 国の機関（法定雇用率2.1%）

① 概況

区分	① 機関数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	③ 障害者の数					④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率達成機関の数	⑥ 法定雇用率達成機関の割合	
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間勤務職員	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者	D. 精神障害者である短時間勤務職員	E. 計 A×2+B+C+D×0.5				F. うち新規雇用分
計	機関 38	299,851	881	41	4,745	0.0	6,548.0	156.0	2.18	機関 38	100.0
	(39)	(301,926)	(844)	(40)	(4,814)	(0.0)	(6,542.0)	(141.0)	(2.17)	(39)	(100.0)
行政機関	機関 29	272,626	820	41	4,248	0.0	5,929.0	150.0	2.17	機関 29	100.0
	(30)	(274,818)	(783)	(40)	(4,319)	(0.0)	(5,925)	(134.0)	(2.16)	(30)	(100.0)
立法機関	5	3,256	6	0	56	0.0	70.0	0	2.15	5	100.0
	(5)	(3,302)	(7)	(0)	(58)	(0.0)	(72.0)	(0)	(2.18)	(5)	(100.0)
司法機関	4	23,969	55	0	439	0.0	549.0	5.0	2.29	4	100.0
	(4)	(23,806)	(54)	(0)	(437)	(0.0)	(545.0)	(6.0)	(2.29)	(4)	(100.0)

② 障害種別在職状況

区分	① 障害者の数	② 身体障害者の数					③ 知的障害者の数					④ 精神障害者の数			
		a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者以外の身体障害者である短時間勤務職員	c. 重度以外の身体障害者	e. 計 a×2+b+c	f. うち新規雇用分	a. 重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間勤務職員	c. 重度以外の知的障害者	e. 計 a×2+b+c	f. うち新規雇用分	c. 精神障害者	d. 精神障害者である短時間勤務職員	e. 計 c+d×0.5	f. うち新規雇用分
計	6,548.0	870	39	4,585	6,364	86	11	2	77	101	61	83	0.0	83.0	9.0
	(6,542.0)	(841)	(40)	(4,736)	(6,458)	(129)	(3)	(0)	(24)	(30)	(11)	(54)	(0.0)	(54.0)	(1.0)
行政機関	5,929.0	809	39	4,092	5,749	81	11	2	75	99	60	81	0.0	81.0	9.0
	(5,925.0)	(780)	(40)	(4,243)	(5,843)	(123)	(3)	(0)	(23)	(29)	(10)	(53)	(0.0)	(53.0)	(1.0)
立法機関	70.0	6	0	56	68	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0
	(72.0)	(7)	(0)	(58)	(70)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)
司法機関	549.0	55	0	437	547	5	0	0	0	0	0	2	0.0	2.0	0.0
	(545.0)	(54)	(0)	(437)	(545)	(6)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)

〔2(1)①表の注〕

- 注1 ②欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
- 2 ③A欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者」については法律上、1人を2人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たりダブルカウントを行い、D欄の「精神障害者である短時間障害者」については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たり0.5カウントとしている。
- 3 A、C欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の職員である。B、D欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の職員である。
- 4 F欄の「うち新規雇用分」は平成19年6月2日から平成20年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。
- 5 ()内は平成19年6月1日現在の数値である。
なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

〔2(1)②表の注〕

- 注1 ①欄の「障害者の数」とは②③④のe欄の計である。
- 2 ②③a欄の重度障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしており、e欄の計を算出するに当たりダブルカウントとしている。
- 3 ④d欄の精神障害者である短時間職員については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、e欄を算出するに当たり0.5カウントとしている。
- 4 ②③のa欄及び④のc欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の職員であり、②③のb欄及び④のd欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の職員である。
- 5 ②③④e欄の「うち新規雇用分」は平成19年6月2日から平成20年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。
- 6 ()内は平成19年6月1日現在の数値である。
なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

(2) 都道府県の機関 (法定雇用率2.1%)

① 概況

区分	① 機関数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	③ 障害者の数				E. 計 A×2+B+C+D×0.5	F. うち新規雇用分	④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率達成機関の数	⑥ 法定雇用率達成機関の割合
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間勤務職員	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者	D. 精神障害者である短時間勤務職員					
計	機関 160 (163)	人 326,448 (334,373)	人 1,988 (2,012)	人 42 (32)	人 3,950 (4,038)	人 1.0 (0.0)	人 7,968.5 (8,094.0)	人 195.5 (155.0)	% 2.44 (2.42)	機関 152 (151)	% 95.0 (92.6)
都道府県知事部局	機関 47 (47)	人 267,644 (275,651)	人 1,657 (1,680)	人 21 (18)	人 3,220 (3,332)	人 1.0 (0.0)	人 6,555.5 (6,710.0)	人 119.5 (100.0)	% 2.46 (2.43)	機関 47 (47)	% 100.0 (100.0)
その他の都道府県機関	113 (116)	59,804 (58,722)	331 (332)	21 (14)	730 (706)	0.0 (0.0)	1,413.0 (1,384.0)	76.0 (55.0)	2.40 (2.35)	105 (104)	92.9 (89.7)

注 2(1)①の表と同じ

② 障害種別在職状況

区分	① 障害者の数	② 身体障害者の数				③ 知的障害者の数				④ 精神障害者の数				
		a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間勤務職員	c. 重度以外の身体障害者	d. 計 a×2+b+c	e. 重度知的障害者	f. 重度知的障害者である短時間勤務職員	g. 重度以外の知的障害者	h. 計 a×2+b+c	i. 精神障害者	j. 精神障害者である短時間勤務職員	k. 計 c+d×0.5	l. うち新規雇用分	
計	人 7,968.5 (8,094.0)	人 1,984 (2,010)	人 42 (32)	人 3,885 (3,995)	人 7,895 (8,047)	人 4 (2)	人 0 (0)	人 13 (9)	人 21 (13)	人 5 (7)	人 52 (34)	人 1.0 (0.0)	人 52.5 (34.0)	人 1.5 (1.0)
都道府県知事部局	人 6,555.5 (6,710.0)	人 1,653 (1,678)	人 21 (18)	人 3,181 (3,308)	人 6,508 (6,682)	人 4 (2)	人 0 (0)	人 13 (9)	人 21 (13)	人 5 (7)	人 26 (15)	人 1.0 (0.0)	人 26.5 (15.0)	人 1.5 (1.0)
その他の都道府県機関	人 1,413.0 (1,384.0)	人 331 (332)	人 21 (14)	人 704 (687)	人 1,387 (1,365)	人 0 (0)	人 0 (0)	人 0 (0)	人 0 (0)	人 0 (0)	人 26 (19)	人 0.0 (0.0)	人 26.0 (19.0)	人 0.0 (0.0)

注 2(1)②の表と同じ

(3) 市町村の機関 (法定雇用率2.1%)

① 概況

区分	① 機関数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	③ 障害者の数					④ 実雇用率 B+②×100	⑤ 法定雇用率達成機関の数	⑥ 法定雇用率達成機関の割合	
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間勤務職員	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者	D. 精神障害者である短時間勤務職員	E. 計 A×2+B+C+D×0.5				F. うち新規雇用分
市町村の機関	機関 2,512 (2,585)	人 962,319 (968,172)	人 5,696 (5,647)	人 160 (133)	人 10,839 (10,677)	人 12.0 (16.0)	人 22,397.0 (22,112.0)	人 893.0 (758.0)	% 2.33 (2.28)	機関 2,107 (2,097)	% 83.9 (81.1)

注 2(1)①の表と同じ

② 障害種別在職状況

区分	① 障害者の数	② 身体障害者の数					③ 知的障害者の数					④ 精神障害者の数			
		a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間勤務職員	c. 重度以外の身体障害者	e. 計 a×2+b+c	f. うち新規雇用分	a. 重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間勤務職員	c. 重度以外の知的障害者	e. 計 a×2+b+c	f. うち新規雇用分	c. 精神障害者	d. 精神障害者である短時間勤務職員	e. 計 c+d×0.5	f. うち新規雇用分
市町村の機関	人 22,397.0 (22,112.0)	人 5,670 (5,629)	人 142 (115)	人 10,344 (10,345)	人 21,826 (21,718)	人 779 (716)	人 26 (18)	人 18 (18)	人 253 (171)	人 323 (225)	人 95 (32)	人 242 (161)	人 12.0 (16.0)	人 248.0 (169.0)	人 19.0 (10.0)

注 2(1)②の表と同じ

(4) 法定雇用率2.0%が適用される都道府県等の教育委員会 (法定雇用率2.0%)

① 概況

区分	① 機関数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	③ 障害者の数					④ 実雇用率 E+②×100	⑤ 法定雇用率達成機関の数	⑥ 法定雇用率達成機関の割合	
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間勤務職員	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者	D. 精神障害者である短時間勤務職員	E. 計 A×2+B+C+D×0.5				F. うち新規雇用分
計	機関 141 (144)	人 645,933 (648,285)	人 2,820 (2,722)	人 64 (55)	人 4,765 (4,540)	人 0.0 (0.0)	人 10,459.0 (10,039.0)	人 433.0 (272.0)	% 1.62 (1.56)	機関 78 (78)	% 55.3 (54.2)
都道府県教育委員会	機関 47 (47)	人 553,373 (556,492)	人 2,374 (2,297)	人 57 (51)	人 3,982 (3,743)	人 0.0 (0.0)	人 8,767.0 (8,388.0)	人 322.0 (174.0)	% 1.58 (1.51)	機関 4 (2)	% 8.5 (4.3)
市町村教育委員会	機関 94 (97)	人 92,560 (91,793)	人 446 (425)	人 7 (4)	人 783 (797)	人 0.0 (0.0)	人 1,692.0 (661.0)	人 111.0 (98.0)	% 1.23 (1.00)	機関 74 (76)	% 79.7 (78.4)

注 2(1)①の表と同じ

② 障害種別在職状況

区分	① 障害者の数	② 身体障害者の数					③ 知的障害者の数					④ 精神障害者の数			
		a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間勤務職員	c. 重度以外の身体障害者	e. 計 a×2+b+c	f. うち新規雇用分	a. 重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間勤務職員	c. 重度以外の知的障害者	e. 計 a×2+b+c	f. うち新規雇用分	c. 精神障害者	d. 精神障害者である短時間勤務職員	e. 計 c+d×0.5	f. うち新規雇用分
計	人 10,459.0 (10,039.0)	人 2,818 (2,721)	人 62 (56)	人 4,679 (4,503)	人 10,377 (10,000)	人 408 (264)	人 2 (1)	人 2 (0)	人 30 (10)	人 36 (12)	人 23 (7)	人 46 (27)	人 0.0 (0.0)	人 46.0 (27.0)	人 2.0 (1.0)
都道府県教育委員会	人 8,767.0 (8,388.0)	人 2,373 (2,297)	人 55 (51)	人 3,899 (3,715)	人 8,700 (8,360)	人 301 (170)	人 1 (0)	人 2 (0)	人 27 (8)	人 31 (8)	人 21 (3)	人 36 (20)	人 0.0 (0.0)	人 36.0 (20.0)	人 0.0 (1.0)
市町村教育委員会	人 1,692.0 (1,651.0)	人 445 (424)	人 7 (4)	人 780 (788)	人 1,677 (1,640)	人 107 (94)	人 1 (1)	人 0 (0)	人 3 (2)	人 5 (4)	人 2 (4)	人 10 (7)	人 0.0 (0.0)	人 10.0 (7.0)	人 0.0 (0.0)

注 2(1)②の表と同じ

3 独立行政法人等における雇用状況(法定雇用率2.1%)

① 概況

区分	① 法人数	② 法定雇用障害者 数の算定の基礎 となる労働者数	③ 障害者の数					④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率達 成法人の数	⑥ 法定雇用 率達成法 人の割合	
			A. 重度身体 障害者及び 重度知的障 害者	B. 重度身体 障害者及び 重度知的障 害者である 短時間労働 者	C. 重度以外 の身体障害 者、知的障害 者及び精神 障害者	D. 精神障害 者である短 時間労働者	E. 計 A×2+B+C +D×0.5				F. うち新規雇用分
計	法人 248 (247)	人 243,297 (454,409)	人 1,326 (2,141)	人 45 (166)	人 2,298 (4,467)	人 9.0 (31.0)	人 4,999.5 (8,930.5)	人 740.5 (2,209.5)	% 2.05 (1.97)	法人 181 (150)	% 73.0 (60.7)
独立行政法 人等(国立大 学法人等を 除く)	100 (103)	120,365 (338,157)	689 (1,577)	17 (143)	1,324 (3,587)	7.0 (30.0)	2,722.5 (6,899.0)	351.5 (1,876.0)	2.26 (2.04)	84 (75)	84.0 (72.8)
国立大学法 人等	90 (91)	103,178 (99,591)	540 (490)	26 (18)	820 (748)	2.0 (0)	1,945.0 (1,746.5)	347.0 (303.5)	1.9 (1.5)	58 (40)	64.4 (44.0)
地方独立行政 法人等	58 (53)	19,759 (16,661)	88 (74)	2 (5)	154 (132)	0.0 (0.0)	332.0 (285.0)	42.0 (30.0)	1.68 (1.71)	39 (35)	67.2 (66.0)

注 1(1)①の表と同じ

② 障害種別雇用状況

区分	① 障害者の数	② 身体障害者の数					③ 知的障害者の数					④ 精神障害者の数			
		a. 重度身体 障害者	b. 重度身 体障害者 である短時間 労働者	c. 重度以 外の身体障 害者	d. 計 a×2+b+c	e. うち新規雇 用分	a. 重度知的 障害者	b. 重度知 的障害者 である短時間 労働者	c. 重度以 外の知的障 害者	d. 計 a×2+b+c	e. うち新規雇 用分	c. 精神障 害者	d. 精神障 害者である 短時間労働 者	e. 計 c+d×0.5	f. うち新規雇 用分
計	人 4,999.5 (8,930.5)	人 1,262 (2,055)	人 44 (163)	人 2,024 (3,747)	人 4,592 (8,020)	人 594 (1,701)	人 64 (86)	人 1 (3)	人 101 (331)	人 230 (606)	人 104 (311)	人 173 (369)	人 9.0 (31.0)	人 177.5 (404.5)	人 42.6 (197.5)
独立行政法 人等(国立 大学法人等 を除く)	2,722.5 (6,899.0)	674 (1,513)	16 (141)	1,171 (2,944)	2,535 (6,111)	309 (1,422)	15 (64)	1 (2)	53 (308)	84 (438)	25 (277)	100 (335)	7.0 (30.0)	103.5 (350.0)	17.5 (177.0)
国立大学法 人等	1,945.0 (1,746.5)	594 (489)	26 (18)	70 (674)	1,737 (1,830)	248 (248)	46 (21)	0 (0)	17 (5)	131 (65)	21 (30)	70 (210)	2.0 (0)	265 (205)	26.0 (20.0)
地方独立行政 法人等	332.0 (285.0)	84 (73)	2 (4)	150 (129)	320 (279)	37 (30)	4 (1)	0 (1)	1 (0)	9 (3)	5 (0)	3 (3)	0.0 (0.0)	3.0 (3.0)	0.0 (0.0)

※ 「独立行政法人等」とは、障害者の雇用の促進等に関する法律施行令別表第2の第1号から第6号まで、「地方独立行政法人等」とは、同令別表第2の第7号から第8号までの法人を指す。

4 公的機関の各機関の状況

(1) 国の機関の状況 (法定雇用率2.1%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
国の機関合計	299,851	6,548.0	2.18	0.0	
行政機関合計	272,626	5,929.0	2.17	0.0	
内閣官房	664	15.0	2.26	0.0	
内閣法制局	71	1.0	1.41	0.0	
内閣府	2,388	51.0	2.14	0.0	
宮内庁	780	21.0	2.69	0.0	
公正取引委員会	748	16.0	2.14	0.0	
警察庁	1,631	40.0	2.45	0.0	
金融庁	1,397	30.0	2.15	0.0	
総務省	5,167	110.0	2.13	0.0	特例承認あり(注4)
法務省	31,813	684.0	2.15	0.0	
公安調査庁	1,496	40.0	2.67	0.0	
外務省	5,603	118.0	2.11	0.0	
財務省	10,858	234.0	2.16	0.0	
国税庁	54,591	1,177.0	2.16	0.0	
文部科学省	2,177	49.0	2.25	0.0	特例承認あり(注4)
厚生労働省	41,255	943.0	2.29	0.0	
社会保険庁	15,843	334.0	2.11	0.0	
農林水産省	19,847	421.0	2.12	0.0	
林野庁	4,328	92.0	2.13	0.0	
水産庁	502	11.0	2.19	0.0	
経済産業省	5,588	119.0	2.13	0.0	特例承認あり(注4)
特許庁	2,851	62.0	2.17	0.0	
国土交通省	36,003	784.0	2.18	0.0	
気象庁	4,432	94.0	2.12	0.0	
海上保安庁	90	3.0	3.33	0.0	
海難審判庁	215	5.0	2.33	0.0	
環境省	1,168	26.0	2.23	0.0	
防衛省	19,199	406.0	2.11	0.0	
人事院	661	14.0	2.12	0.0	
会計検査院	1,260	29.0	2.30	0.0	
立法機関合計	3,256	70.0	2.15	0.0	
衆議院事務局	1,231	27.0	2.19	0.0	
衆議院法制局	70	1.0	1.43	0.0	
参議院事務局	976	21.0	2.15	0.0	
参議院法制局	71	1.0	1.41	0.0	
国立国会図書館	908	20.0	2.20	0.0	
司法機関合計	23,969	549.0	2.29	0.0	
最高裁判所	1,018	24.0	2.36	0.0	
高等裁判所	1,765	43.0	2.44	0.0	
地方裁判所	16,314	369.0	2.26	0.0	
家庭裁判所	4,872	113.0	2.32	0.0	

注 1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。

2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、精神障害者である短時間障害者については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。

3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。

4 注4の省庁は、特例承認を受けている。
特例承認とは、省庁及び当該省庁におかれる外局の申請に基づき、厚生労働大臣の承認を受けた場合に、当該省庁におかれる外局に勤務する職員を当該省庁に勤務する職員とみなすものである。

特例承認一覧

省庁	外局等		
総務省	消防庁		
文部科学省	文化庁		
経済産業省	中小企業庁	資源エネルギー庁	原子力安全・保安院

(2) 都道府県知事部局の状況(法定雇用率2.1%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
合計	267,644	6,555.5	2.45	0.0	
北海道	16,595	408.0	2.46	0.0	
青森県	4,354	115.0	2.64	0.0	
岩手県	4,096	91.0	2.22	0.0	
宮城県	5,211	127.0	2.44	0.0	
秋田県	3,912	83.0	2.12	0.0	
山形県	5,043	107.0	2.12	0.0	特例認定あり(注4)
福島県	5,569	132.0	2.37	0.0	
茨城県	5,302	113.0	2.13	0.0	
栃木県	5,188	124.0	2.39	0.0	特例認定あり(注4)
群馬県	5,021	107.0	2.13	0.0	
埼玉県	8,056	235.0	2.92	0.0	
千葉県	8,783	211.0	2.40	0.0	
東京都	20,515	645.0	3.14	0.0	
神奈川県	8,599	274.0	3.19	0.0	
新潟県	6,503	141.0	2.17	0.0	
富山県	3,644	79.0	2.17	0.0	
石川県	4,118	89.0	2.16	0.0	
福井県	3,312	77.0	2.32	0.0	特例認定あり(注4)
山梨県	4,048	86.0	2.12	0.0	
長野県	6,218	133.0	2.14	0.0	
岐阜県	5,757	122.0	2.12	0.0	
静岡県	6,674	145.0	2.17	0.0	特例認定あり(注4)
愛知県	8,509	188.0	2.21	0.0	
三重県	4,597	120.0	2.61	0.0	
滋賀県	3,204	78.0	2.43	0.0	特例認定あり(注4)
京都府	4,561	130.0	2.85	0.0	
大阪府	8,992	271.0	3.01	0.0	
兵庫県	8,493	196.0	2.31	0.0	
奈良県	3,891	91.0	2.34	0.0	特例認定あり(注4)
和歌山県	3,799	84.0	2.21	0.0	
鳥取県	3,496	79.5	2.27	0.0	特例認定あり(注4)
島根県	3,729	85.0	2.28	0.0	特例認定あり(注4)
岡山県	4,238	89.0	2.10	0.0	
広島県	6,508	146.0	2.24	0.0	特例認定あり(注4)
山口県	4,830	108.0	2.24	0.0	特例認定あり(注4)
徳島県	3,197	68.0	2.13	0.0	
香川県	3,543	76.0	2.15	0.0	特例認定あり(注4)
愛媛県	4,115	88.0	2.14	0.0	
高知県	3,712	78.0	2.10	0.0	
福岡県	7,847	249.0	3.17	0.0	特例認定あり(注4)
佐賀県	3,098	72.0	2.32	0.0	
長崎県	4,809	103.0	2.14	0.0	特例認定あり(注4)
熊本県	4,863	122.0	2.51	0.0	
大分県	3,874	82.0	2.12	0.0	
宮崎県	3,789	88.0	2.32	0.0	
鹿児島県	5,193	112.0	2.16	0.0	
沖縄県	4,239	108.0	2.55	0.0	

- 注1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
- 注2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、精神障害者である短時間障害者については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。
- 注3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。
- 注4 注4の機関は、特例認定を受けている。
特例認定とは、地方公共団体の機関(A)及び当該A機関と人的関係が緊密である等の機関(B)の申請に基づき、厚生労働大臣の認定を受けた場合に、当該B機関に勤務する職員を当該A機関に勤務する職員とみなすものである。

特例認定一覧(都道府県知事部局)

認定地方機関(A)	みなされることとなる機関(B)			
福井県	福井県企業局			
奈良県	奈良県水道局	奈良県監査委員会事務局	奈良県人事委員会事務局	奈良県地方労働委員会事務局
山形県	山形県企業局	山形県病院事業局		
静岡県	静岡県企業局			
山口県	山口県企業局			
広島県	広島県企業局	広島県議会事務局		
鳥取県	鳥取県企業局			
島根県	島根県企業局			
福岡県	福岡県議会事務局			
滋賀県	滋賀県企業庁	滋賀県病院事業庁		
香川県	香川県病院局			
長崎県	長崎県病院局			
栃木県	栃木県企業局			

(3) その他の都道府県機関の状況 (法定雇用率2.1%)

	① 法定雇用障害者数の 算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
合 計	58,804	1,413.0	2.40	11.0	
北海道企業局	98	4.0	4.08	0.0	
北海道議会事務局	70	2.0	2.86	0.0	
北海道監査委員事務局	50	1.0	2.00	0.0	
北海道警察本部	1,329	29.0	2.18	0.0	
青森県病院局	312	5.0	1.60	1.0	
青森県警察本部	376	10.0	2.66	0.0	
岩手県医療局	3,057	65.0	2.13	0.0	
岩手県企業局	77	1.0	1.30	0.0	
岩手県警察本部	317	6.0	1.89	0.0	
宮城県病院局	237	5.0	2.11	0.0	
宮城県企業局	68	2.0	2.94	0.0	
宮城県警察本部	512	10.0	1.95	0.0	
秋田県警察本部	378	8.0	2.12	0.0	
山形県警察本部	344	9.0	2.62	0.0	
福島県病院局	330	6.0	1.82	0.0	
福島県警察本部	467	10.0	2.14	0.0	
茨城県企業局	189	4.0	2.12	0.0	
茨城県病院局	314	6.0	1.91	0.0	
茨城県警察本部	508	12.0	2.36	0.0	
栃木県警察本部	441	11.0	2.49	0.0	
群馬県企業局	323	7.0	2.17	0.0	
群馬県病院局	366	10.0	2.73	0.0	
群馬県警察本部	609	16.0	2.63	0.0	
埼玉県企業局	426	14.0	3.29	0.0	
埼玉県病院局	688	17.0	2.47	0.0	
埼玉県議会事務局	66	2.0	3.03	0.0	
埼玉県警察本部	1,111	30.0	2.70	0.0	
千葉県企業庁	464	18.0	3.88	0.0	
千葉県水道局	995	23.0	2.31	0.0	
千葉県病院局	760	19.0	2.50	0.0	
千葉県議会事務局	58	2.0	3.45	0.0	
北千葉広域水道企業団	84	2.0	2.38	0.0	
君津広域水道企業団	67	1.0	1.49	0.0	
千葉県警察本部	1,651	38.0	2.30	0.0	
東京都議会議会局	143	4.0	2.80	0.0	
東京都人事委員会	66	2.0	3.03	0.0	
東京都監査事務局	92	4.0	4.35	0.0	
東京都交通局	1,997	47.0	2.35	0.0	
東京都水道局	2,789	84.0	3.01	0.0	
東京都下水道局	1,225	46.0	3.76	0.0	
警視庁	3,024	64.0	2.12	0.0	
東京消防庁	415	8.0	1.93	0.0	
神奈川県企業庁	1,028	31.0	3.02	0.0	
神奈川県病院局	1,008	22.0	2.18	0.0	
神奈川県議会議会局	76	3.0	3.95	0.0	
神奈川県警察本部	1,720	41.0	2.38	0.0	
新潟県企業局	91	1.0	1.10	0.0	
新潟県病院局	1,583	33.0	2.08	0.0	
新潟県警察本部	522	10.0	1.92	0.0	
富山県企業局	130	3.0	2.31	0.0	
富山県警察本部	313	6.0	1.92	0.0	
石川県警察本部	361	8.0	2.22	0.0	
福井県警察本部	301	7.0	2.33	0.0	
山梨県企業局	109	4.0	3.67	0.0	
山梨県警察本部	288	8.0	2.78	0.0	
長野県企業局	51	4.0	7.84	0.0	
長野県警察本部	421	10.0	2.38	0.0	
岐阜県警察本部	431	13.0	3.02	0.0	
静岡県立静岡がんセンター	457	10.0	2.19	0.0	
静岡県警察本部	633	15.0	2.37	0.0	

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
愛知県企業庁	335	11.0	3.28	0.0	
愛知県病院事業庁	642	16.0	2.49	0.0	
名古屋港管理組合	270	5.0	1.85	0.0	
愛知県議会事務局	76	2.0	2.63	0.0	
愛知県警察本部	974	23.0	2.36	0.0	
三重県企業庁	118	4.0	3.39	0.0	
三重県病院事業庁	470	9.0	1.91	0.0	
三重県警察本部	378	10.0	2.65	0.0	
滋賀県警察本部	295	6.0	2.03	0.0	
京都府文化振興課(公営企業課、建設課)	76	2.0	2.63	0.0	
京都府警察本部	602	17.0	2.82	0.0	
大阪府水道部	463	11.0	2.38	0.0	
大阪府議会事務局	65	1.0	1.54	0.0	
大阪府警察本部	1,825	42.0	2.30	0.0	
兵庫県議会事務局	57	1.0	1.75	0.0	
兵庫県企業庁	216	8.0	3.70	0.0	
兵庫県病院局	1,872	48.0	2.56	0.0	
兵庫県警察本部	817	21.0	2.57	0.0	
奈良県警察本部	342	10.0	2.92	0.0	
和歌山県警察本部	319	6.0	1.88	0.0	
鳥取県病院局	475	11.0	2.32	0.0	
鳥取県警察本部	292	5.0	1.71	1.0	
島根県病院局	319	10.0	3.13	0.0	
島根県警察本部	298	6.0	2.01	0.0	
岡山県企業局	110	2.0	1.82	0.0	
岡山県警察本部	499	11.0	2.20	0.0	
広島県警察本部	535	10.0	1.87	1.0	
山口県警察本部	459	11.0	2.40	0.0	
徳島県企業局	112	3.0	2.68	0.0	
徳島県病院局	334	6.0	1.80	1.0	
徳島県警察本部	295	6.0	2.03	0.0	
香川県警察本部	277	7.0	2.53	0.0	
愛媛県警察本部	407	11.0	2.70	0.0	
愛媛県公営企業管理局	725	14.0	1.93	1.0	注4①
高知県公営企業局	259	7.0	2.70	0.0	
高知県警察本部	287	7.0	2.44	0.0	
福岡県警察本部	922	18.0	1.95	1.0	
佐賀県警察本部	291	10.0	3.44	0.0	
長崎県交通局	151	5.0	3.31	0.0	
長崎県離島医療圏組合	613	12.0	1.96	0.0	
長崎県警察本部	451	10.0	2.22	0.0	
熊本県警察本部	421	8.0	1.90	0.0	
大分県企業局	105	2.0	1.90	0.0	
大分県病院局	230	4.0	1.74	0.0	
大分県警察本部	335	5.0	1.49	2.0	注4②
宮崎県企業局	82	3.0	3.66	0.0	
宮崎県病院局	399	8.0	2.01	0.0	
宮崎県警察本部	304	6.0	1.97	0.0	
鹿児島県県立病院局	378	7.0	1.85	0.0	
鹿児島県警察本部	423	12.0	2.84	0.0	
沖縄県警察本部	303	7.0	2.31	0.0	
沖縄県企業局	275	9.0	3.27	0.0	
沖縄県病院事務局	810	14.0	1.73	3.0	

注 1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。

2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、精神障害者である短時間障害者については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。

3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。

したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。

4 ① 愛媛県公営企業管理局においては、10月7日現在において、障害者の数15.0人、実雇用率2.05%、不足数0.0人となっている。

② 大分県警察本部においては、6月11日現在において、障害者の数7.0人、実雇用率2.09%、不足数0.0人となっている。

(4) 都道府県教育委員会の状況(法定雇用率2.0%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
合計	553,373	8,767.0	1.58	2,357.0	
北海道	28,798	463.0	1.61	112.0	
青森県	9,303	136.0	1.46	50.0	
岩手県	9,331	127.0	1.36	59.0	
宮城県	9,765	158.0	1.62	37.0	
秋田県	6,938	106.0	1.53	32.0	
山形県	6,855	72.0	1.05	65.0	
福島県	12,526	146.0	1.17	104.0	
茨城県	14,897	199.0	1.34	98.0	
栃木県	10,838	129.0	1.19	87.0	
群馬県	11,551	211.0	1.83	20.0	
埼玉県	26,186	381.0	1.45	142.0	
千葉県	22,851	338.0	1.48	119.0	
東京都	40,544	724.0	1.79	86.0	
神奈川県	22,950	334.0	1.46	125.0	
新潟県	11,809	153.0	1.30	83.0	
富山県	6,298	93.0	1.48	32.0	
石川県	6,446	120.0	1.86	8.0	
福井県	5,639	82.0	1.45	30.0	
山梨県	5,859	68.0	1.16	49.0	
長野県	12,033	212.0	1.76	28.0	
岐阜県	11,695	181.0	1.55	52.0	
静岡県	12,152	211.0	1.74	32.0	
愛知県	26,177	313.0	1.20	210.0	
三重県	9,708	152.0	1.57	42.0	
滋賀県	8,089	141.0	1.74	20.0	
京都府	7,773	168.0	2.16	0.0	
大阪府	24,425	539.0	2.21	0.0	
兵庫県	19,438	352.0	1.81	36.0	
奈良県	6,402	129.0	2.01	0.0	
和歌山県	6,715	147.0	2.19	0.0	
鳥取県	4,230	63.0	1.49	21.0	
島根県	5,122	79.0	1.54	23.0	
岡山県	10,854	136.0	1.25	81.0	
広島県	10,083	165.0	1.64	36.0	
山口県	8,739	117.0	1.34	57.0	
徳島県	5,350	89.0	1.66	18.0	
香川県	5,780	107.0	1.85	8.0	
愛媛県	9,275	159.0	1.71	26.0	
高知県	5,747	93.0	1.62	21.0	
福岡県	14,906	218.0	1.46	80.0	
佐賀県	5,805	92.0	1.58	24.0	
長崎県	9,413	186.0	1.98	2.0	
熊本県	9,750	176.0	1.81	19.0	
大分県	6,810	107.0	1.57	29.0	
宮崎県	7,117	119.0	1.67	23.0	
鹿児島県	10,448	150.0	1.44	58.0	
沖縄県	9,953	126.0	1.27	73.0	

- 注 1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
- 2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、精神障害者である短時間障害者については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。
- 3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることもあり、この場合、法定雇用率達成となる。

(5) 独立行政法人等の状況 (法定雇用率2.1%)

	① 法定雇用障害者数の 算定の基礎となる労働者数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
独立行政法人等合計	223,538	4,667.5	2.09	385.5	
自動車検査	865	20.0	2.31	0.0	
奄美群島振興開発基金	-	-	-	-	注4
医薬基盤研究所	163	3.0	1.84	0.0	
医薬品医療機器総合機構	565	15.0	2.65	0.0	
宇宙航空研究開発機構	1,740	39.0	2.24	0.0	
沖縄科学技術研究基盤整備機構	168	0.0	0.00	3.0	
海技教育機構	203	5.0	2.46	0.0	
海上技術安全研究所	211	4.0	1.90	0.0	
海洋研究開発機構	884	21.0	2.38	0.0	
科学技術振興機構	471	11.0	2.34	0.0	
家畜改良センター	887	20.0	2.25	0.0	
環境再生保全機構	137	4.0	2.92	0.0	
教員研修センター	57	0.0	0.00	1.0	
勤労者退職金共済機構	269	5.0	1.86	0.0	
空港周辺整備機構	-	-	-	-	注4
経済産業研究所	55	2.0	3.64	0.0	
原子力安全基盤機構	413	6.0	1.45	2.0	
建築研究所	118	2.0	1.69	0.0	
航海訓練所	118	2.0	1.69	0.0	
工業所有権情報・研修館	153	3.0	1.96	0.0	
航空大学校	108	2.0	1.85	0.0	
交通安全環境研究所	149	4.0	2.68	0.0	
高齢・障害者雇用支援機構	1,095	64.0	5.84	0.0	
港湾空港技術研究所	108	2.0	1.85	0.0	
国際観光振興機構	123	3.0	2.44	0.0	
国際協力機構	1,326	28.0	2.11	0.0	
国際交流基金	224	4.0	1.79	0.0	
国際農林水産業研究センター	249	5.0	2.01	0.0	
国民生活センター	117	2.0	1.71	0.0	
国立印刷局	4,771	114.0	2.39	0.0	
国立科学博物館	211	5.0	2.37	0.0	
国立環境研究所	636	14.0	2.20	0.0	
国立健康・栄養研究所	91	3.0	3.30	0.0	
国立高等専門学校機構	4,109	88.0	2.14	0.0	
国立公文書館	68	2.0	2.94	0.0	
国立国語研究所	106	3.0	2.83	0.0	
国立重度知的障害者総合施設のぞみの園	274	10.0	3.65	0.0	
国立女性教育会館	-	-	-	-	注4
国立青少年教育振興機構	688	18.0	2.62		
国立大学財務・経営センター	-	-	-	-	注4
国立特別支援教育総合研究所	78	2.0	2.56	0.0	
国立美術館	220	5.0	2.27	0.0	
国立病院機構	34,362	845.5	2.46	0.0	
国立文化財機構	502	11.0	2.19	0.0	
雇用・能力開発機構	4,319	119.0	2.76	0.0	
産業技術総合研究所	4,476	65.5	1.46	27.5	
自動車事故対策機構	325	7.0	2.15	0.0	
住宅金融支援機構	983	19.0	1.93	1.0	注5①
種苗管理センター	316	7.0	2.22	0.0	
酒類総合研究所	-	-	-	-	注4
情報処理推進機構	148	2.0	1.35	1.0	
情報通信研究機構	650	13.0	2.00	0.0	
新エネルギー・産業技術総合開発機構	524	9.0	1.72	2.0	注5②
森林総合研究所	1,183	23.0	1.94	1.0	
水産総合研究センター	825	17.0	2.06	0.0	
水産大学校	116	1.0	0.86	1.0	
製品評価技術基盤機構	456	9.0	1.97	0.0	
石油天然ガス・金属鉱物資源機構	476	11.0	2.31	0.0	
造幣局	994	24.0	2.41	0.0	

	① 法定雇用障害者数の 算定の基礎となる労働者数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
大学入試センター	117	2.0	1.71	0.0	
大学評価・学位授与機構	157	4.0	2.55	0.0	
中小企業基盤整備機構	807	17.0	2.11	0.0	
駐留軍等労働者労務管理機構	337	7.0	2.08	0.0	
通関情報処理センター	94	1.0	1.06	0.0	
鉄道建設・運輸施設整備支援機構	1,831	34.0	1.86	4.0	
電子航法研究所	58	1.0	1.72	0.0	
統計センター	875	12.0	1.37	6.0	
都市再生機構	4,024	86.0	2.14	0.0	
土木研究所	593	13.0	2.19	0.0	
日本学術振興会	113	2.0	1.77	0.0	
日本学生支援機構	457	10.0	2.19	0.0	
日本芸術文化振興会	304	6.0	1.97	0.0	
日本原子力研究開発機構	4,221	97.0	2.30	0.0	
日本高速道路保有・債務返済機構	84	2.0	2.38	0.0	
日本スポーツ振興センター	476	9.0	1.89	0.0	
日本万国博覧会記念機構	-	-	-	-	注4
日本貿易振興機構	973	19.0	1.95	1.0	注5③
日本貿易保険	129	2.0	1.55	0.0	
年金・健康保険福祉施設整理機構	-	-	-	-	注4
農業環境技術研究所	245	5.0	2.04	0.0	
農業者年金基金	84	1.0	1.19	0.0	
農業・食品産業技術総合研究機構	2,602	61.5	2.36	0.0	
農業生物資源研究所	593	13.0	2.19	0.0	
農畜産業振興機構	226	5.0	2.21	0.0	
農林漁業信用基金	114	2.0	1.75	0.0	
農林水産消費安全技術センター	688	15.0	2.18	0.0	
福祉医療機構	269	5.0	1.86	0.0	
物質・材料研究機構	630	13.0	2.06	0.0	
平和祈念事業特別基金	80	0.0	0.00	1.0	注5④
防災科学技術研究所	200	4.0	2.00	0.0	
放射線医学総合研究所	557	6.0	1.08	5.0	
北方領土問題対策協会	-	-	-	-	注4
水資源機構	1,552	34.0	2.19	0.0	
メディア教育開発センター	104	2.0	1.92	0.0	
郵便貯金・簡易生命保険管理機構	-	-	-	-	注4
理化学研究所	2,983	63.0	2.11	0.0	
労働安全衛生総合研究所	136	2.0	1.47	0.0	
労働者健康福祉機構	8,422	177.0	2.10	0.0	
労働政策研究・研修機構	124	5.0	4.03	0.0	
年金積立金管理運用	77	1.0	1.30	0.0	
北海道大学	3,836	56.0	1.46	24.0	
北海道教育大学	504	12.0	2.38	0.0	
室蘭工業大学	208	4.0	1.92	0.0	
小樽商科大学	121	4.0	3.31	0.0	
帯広畜産大学	177	4.0	2.26	0.0	
旭川医科大学	864	12.0	1.39	6.0	
北見工業大学	178	1.0	0.56	2.0	
弘前大学	1,327	11.0	0.83	16.0	
岩手大学	516	14.0	2.71	0.0	
東北大学	4,463	65.0	1.46	28.0	
宮城教育大学	195	5.0	2.56	0.0	
秋田大学	1,122	20.0	1.78	3.0	注5⑤
山形大学	1,376	29.0	2.11	0.0	
福島大学	303	4.0	1.32	2.0	
茨城大学	550	12.0	2.18	0.0	
筑波大学	2,951	81.0	2.74	0.0	
宇都宮大学	400	9.0	2.25	0.0	
群馬大学	1,609	28.0	1.74	5.0	
埼玉大学	535	9.0	1.68	2.0	
千葉大学	2,089	27.0	1.29	16.0	注5⑥
東京大学	7,024	119.0	1.69	28.0	

	① 法定雇用障害者数の 算定の基礎となる労働者数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
東京医科歯科大学	1,773	39.0	2.20	0.0	
東京外国語大学	251	7.0	2.79	0.0	
東京学芸大学	640	15.0	2.34	0.0	
東京農工大学	495	12.0	2.42	0.0	
東京芸術大学	317	9.0	2.84	0.0	
東京工業大学	1,451	31.0	2.14	0.0	
東京海洋大学	283	5.0	1.77	0.0	
お茶の水女子大学	339	7.0	2.06	0.0	
電気通信大学	327	6.0	1.83	0.0	
一橋大学	350	11.0	3.14	0.0	
横浜国立大学	686	20.0	2.92	0.0	
新潟大学	2,028	42.0	2.07	0.0	
長岡技術科学大学	238	9.0	3.78	0.0	
上越教育大学	194	5.0	2.58	0.0	
富山大学	1,490	19.0	1.28	12.0	
金沢大学	2,004	39.0	1.95	3.0	
福井大学	867	20.0	2.31	0.0	
山梨大学	1,193	25.0	2.10	0.0	
信州大学	1,798	34.0	1.89	3.0	注5㉔
岐阜大学	1,304	27.0	2.07	0.0	
静岡大学	805	24.0	2.98	0.0	
浜松医科大学	848	17.0	2.00	0.0	
名古屋大学	2,993	54.0	1.80	8.0	
愛知教育大学	412	10.0	2.43	0.0	
名古屋工業大学	397	3.0	0.76	5.0	
豊橋技術科学大学	271	4.0	1.48	1.0	
三重大学	1,401	15.0	1.07	14.0	
滋賀大学	253	7.0	2.77	0.0	
滋賀医科大学	861	18.0	2.09	0.0	
京都大学	4,891	96.0	1.96	6.0	注5㉕
京都教育大学	272	3.0	1.10	2.0	注5㉕
京都工芸繊維大学	331	10.0	3.02	0.0	
大阪大学	4,545	65.0	1.43	30.0	
大阪教育大学	422	8.0	1.90	0.0	
兵庫教育大学	201	7.0	3.48	0.0	
神戸大学	2,430	55.0	2.26	0.0	
奈良教育大学	166	4.0	2.41	0.0	
奈良女子大学	282	8.0	2.84	0.0	
和歌山大学	356	3.0	0.84	4.0	
鳥取大学	1,424	30.0	2.11	0.0	
島根大学	1,250	25.0	2.00	1.0	
岡山大学	2,423	21.0	0.87	29.0	
広島大学	2,446	34.0	1.39	17.0	
山口大学	1,692	29.0	1.71	6.0	
徳島大学	1,236	18.0	1.46	7.0	
鳴門教育大学	202	6.0	2.97	0.0	
香川大学	1,323	32.0	2.42	0.0	
愛媛大学	1,273	21.0	1.65	5.0	
高知大学	1,201	23.0	1.92	2.0	
福岡教育大学	293	4.0	1.37	2.0	
九州大学	4,075	56.0	1.37	29.0	
九州工業大学	454	11.0	2.42	0.0	
佐賀大学	1,314	25.0	1.90	2.0	注5㉖
長崎大学	2,042	45.0	2.20	0.0	
熊本大学	1,539	37.0	2.40	0.0	
大分大学	1,153	30.0	2.60	0.0	
宮崎大学	1,183	27.0	2.28	0.0	
鹿児島大学	1,324	29.0	2.19	0.0	
鹿児島体育大学	96	2.0	2.08	0.0	
琉球大学	1,416	30.0	2.12	0.0	
総合研究大学院大学	57	2.0	3.51	0.0	
政策研究大学院大学	78	2.0	2.56	0.0	

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
北陸先端科学技術大学院大学	185	3.0	1.62	0.0	
奈良先端技術大学院大学	293	6.0	2.05	0.0	
筑波技術大学	123	19.0	15.45	0.0	
人間文化研究機構	402	9.0	2.24	0.0	
自然科学研究機構	836	18.0	2.15	0.0	
高エネルギー加速器研究機構	805	22.0	2.73	0.0	
情報・システム研究機構	522	10.0	1.92	0.0	
日本司法支援センター	665	7.0	1.05	6.0	
日本私立学校振興・共済事業団	1,284	29.0	2.26	0.0	
沖縄振興開発金融公庫	245	5.0	2.04	0.0	
公営企業金融公庫	79	2.0	2.53	0.0	
国民生活金融公庫	4,681	99.0	2.11	0.0	
中小企業金融公庫	2,018	51.0	2.53	0.0	
農林漁業金融公庫	902	18.0	2.00	0.0	
国際協力銀行	925	16.0	1.73	3.0	注5⑩
日本政策投資銀行	1,347	34.0	2.52	0.0	

- 注 1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数(身体障害者及び知的障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた労働者数である。
- 2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントとし、精神障害者である短時間障害者については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。
- 3 ④欄の「不足数」とは、①欄の労働者数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。
- 4 これらの法人においては、労働者数が48人未満であり、障害者の雇用の促進等に関する法律第43条に基づく障害者の雇用義務が発生していない。
- 5 ① 住宅金融支援機構においては、10月4日現在において、障害者の数20.0人、実雇用率2.03%、不足数0.0人となっている。
② 新エネルギー・産業技術総合開発機構においては、8月12日現在において、障害者の数11.0人、実雇用率2.10%、不足数0.0人となっている。
③ 日本貿易振興機構においては、7月7日現在において、障害者の数21.0人、実雇用率2.17%、不足数0.0人となっている。
④ 平和祈念事業特別基金においては、8月1日現在において、障害者の数1.0人、実雇用率1.22%、不足数0.0人となっている。
⑤ 秋田大学においては、11月1日現在において、障害者の数23.0人、実雇用率2.05%、不足数0.0人となっている。
⑥ 千葉大学においては、10月1日現在において、障害者の数44.0人、実雇用率2.14%、不足数0.0人となっている。
⑦ 信州大学においては、11月1日現在において、障害者の数38.0人、実雇用率2.10%、不足数0.0人となっている。
⑧ 京都大学においては、11月1日現在において、障害者の数106.0人、実雇用率2.13%、不足数0.0人となっている。
⑨ 京都教育大学においては、8月1日現在において、障害者の数5.0人、実雇用率1.84%、不足数0.0人となっている。
⑩ 佐賀大学においては、9月1日現在において、障害者の数29.0人、実雇用率2.21%、不足数0.0人となっている。
⑪ 国際協力銀行は、10月1日より、株式会社日本政策金融公庫と独立行政法人国際協力機構にそれぞれ業務承継された。
- 6 法人の掲載順は、障害者の雇用の促進等に関する法律施行令別表第2による。

